

I. 2009 年度総会および春季研究発表会のご案内

1. 2009年度総会および春季研究発表会のご案内

日本マス・コミュニケーション学会 2009 年度総会・春季研究発表会を別記の通り開催いたしますので、ご参集のほどお願い申し上げます。

2009 年 4 月 1 日

| | |
|--------------------|--------|
| 日本マス・コミュニケーション学会会長 | 大井 眞 二 |
| 同 企画委員長 | 竹下 俊 郎 |
| 同 企画副委員長 | 島崎 哲 彦 |
| 同 企画副委員長 | 橋元 良 明 |

2. 2009年度総会および春季研究発表会プログラム

期 日：2009 年 6 月 6 日(土)～7 日(日)

会 場：立命館大学(衣笠キャンパス)

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1

電話：075-465-1111(代)

<http://www.ritsumei.jp>

大会本部：以学館 24 号教室

会員休憩室：以学館 33 号教室

連絡先：坂田謙司研究室(産業社会学部)

電話：075-466-3463

E-mail: sakatak@ss.ritsumei.ac.jp

第1日 6月6日(土)

9:00 受付開始(以学館1Fピロティ)

10:00 開会

<午前の部>

10:00~12:00 個人・共同研究発表

A会場(以学館3号教室) 司会者: 斉藤慎一(東京女子大学)

日吉昭彦(文教大学)

10:00~10:30 パブリック・コメントを巡るコミュニケーション

——横須賀市の事例を中心に

国枝智樹(上智大学大学院 院生)

10:30~11:00 融合時代におけるデジタル・コンテンツ流通に関する研究

——韓国のコンテンツ制作環境変動についての分析

白承赫(上智大学大学院 院生)

11:00~11:30 NHKにおける番組制作委託の現状

——制作会社ディレクターの意識調査を中心に

浮田哲(上智大学大学院 院生)

11:30~12:00 ドキュメンタリーにおける演出とやらせ

——『奥ヒマラヤ 禁断の王国・ムスタン』再検証

小幡晋(法政大学大学院 院生)

B会場(以学館4号教室) 司会者: 小城英子(聖心女子大学)

李光鎬(慶應義塾大学)

10:00~10:30 マス・メディアに現れた台湾人の日本観

——『中国時報』の内容分析から

曾美芳(東京経済大学大学院 院生)

10:30~11:00 「ミドルクラス」のメディア・イメージとその意味

——高度経済成長期における日本と中国の新聞・雑誌分析

周倩(東京大学大学院 院生)

- 11:00～11:40 国内新聞社のウェブサイト展開と新聞社規模との関連性
——ウェブコンテンツとウェブテクノロジーに関する量的比較
○小 寺 敦 之（上智大学大学院 特別研究員）
○竹 村 朋 子（上智大学大学院 院生）

C会場（以学館5号教室） 司会者：小 川 恒 夫（東海大学）
吉 岡 至（関西大学）

- 10:00～10:30 マス・メディアによる生命倫理観の構築
——代理懐胎に対する報道の分析から
柳 原 良 江（東京大学 COE 特任研究員）
- 10:30～11:00 松川事件に見る政治冤罪初期報道の教訓
壺 岐 一 郎（メディア総研研究員）
- 11:00～11:30 米大統領選の「オバマ寄り報道」を検証する
——Project for Excellence in Journalism のニュース内容分析をもとにした考察
奥 村 信 幸（立命館大学）

D会場（以学館6号教室） 司会者：難 波 功 士（関西学院大学）
高 橋 利 枝（立教大学）

- 10:00～10:30 ミュージアムコミュニケーション論の系譜
——ミュージアムスタディーズにおけるメディア研究の受容と展開
光 岡 寿 郎（東京大学大学院 院生）
- 10:30～11:00 グローバル・メディアスケープと「想像の共同体」
——1980年代のケルト・ブームを事例としたイギリスの再編制
加 藤 昌 弘（立命館大学大学院 院生）
- 11:00～11:30 近代における皇族報道メディアの成立
——『皇族画報』の成立と意義
青 木 淳 子（東京大学大学院 院生）

<昼の部>

- 11:00～12:00 第31期理事会（以学館29号教室：昼食を用意いたします）
- 12:00～13:00 会長・開催校挨拶（以学館1号ホール）
内川記念学会賞表彰
総会
- 13:00～14:00 昼食（弁当配布・食事室：以学館31号教室）
第32期理事会（以学館29号教室：昼食を用意いたします）
シンポジウム1打ち合わせ（演習実習準備室2：昼食を用意いたします）
- 14:00～14:30 再開総会（以学館1号ホール）

<午後の部>

- 14:30～17:30 シンポジウム1（以学館1号ホール）
「昭和」の記憶と世論／輿論
司会者：黒田 勇（関西大学）
問題提起者：山本 武利（早稲田大学）
佐藤 卓己（京都大学大学院）
野上 元（筑波大学大学院）
討論者：土屋 礼子（大阪市立大学大学院）
北田 暁大（東京大学大学院）
- 18:00～20:00 懇親会（以学館地下食堂）

第2日 6月7日（日）

- 9:00 受付開始（以学館1Fピロティ）
- 9:00～10:00 シンポジウム2打ち合わせ（演習実習準備室2）

<午前の部>

10:00~13:00 シンポジウム2 (以学館1号ホール)

ジャーナリズム教育の今日的展開の可能性と課題

司会者：田村紀雄 (東京経済大学)

問題提起者：大井眞二 (日本大学)

瀬川至朗 (早稲田大学)

五十嵐浩司 (朝日新聞社)

討論者：野中章弘 (アジアプレス/立教大学)

林香里 (東京大学大学院)

<昼の部>

13:00~14:00 昼食 (弁当配布・食事室：以学館31号教室)

ワークショップ登壇者打ち合わせ (各会場：昼食を用意いたします)

<午後の部>

14:00~15:30 ワークショップ1~5

ワークショップ1 (以学館34号教室)

マンガ研究とマス・コミュニケーション研究

——マンガの読者論の考察を手がかりに

司会者：茨木正治 (東京情報大学)

問題提起者：池上賢 (立教大学大学院)

討論者：雑賀忠宏 (神戸大学大学院)

(企画：茨木正治会員)

ワークショップ2 (以学館35号教室)

取材源の秘匿と知る権利

司会者：丸山重威 (関東学院大学)

問題提起者：石坂悦男 (法政大学)

(企画：石坂悦男会員)

ワークショップ3 (以学館 36 号教室)

ブラックアウトと嘲笑——テロ抑止をめざす、臨床メディア試論

司会者：岩本一善 (神戸山手短期大学)

問題提起者：前田益尚 (近畿大学)

討論者：倉橋耕平 (関西大学大学院 院生)

(企画：前田益尚会員)

ワークショップ4 (以学館 37 号教室)

戦争とジャーナリズム——新聞社による自己検証とメディア史研究の視点

司会者：亘英太郎 (奈良産業大学)

問題提起者：今西光男 (元朝日新聞社)

討論者：福間良明 (立命館大学)

(企画：メディア史研究部会)

ワークショップ5 (以学館 38 号教室)

スポーツジャーナリズムとブログジャーナリズムの交錯による
新たなスポーツ“公共圏”の可能性を考える

司会者：音好宏 (上智大学)

問題提起者：中小路徹 (朝日新聞社)

討論者：生駒義博 (関西大学大学院 院生)

(企画：マルチメディア研究部会)

16:00~17:30 ワークショップ6~9

ワークショップ6 (以学館 34 号教室)

「戦争の記憶」の映像化とアーカイブ

司会者：鳥谷昌幸 (武蔵野大学)

問題提起者：別府三奈子 (日本大学)

(企画：理論研究部会)

ワークショップ7（以学館35号教室）

情報メディア法制の展開とジャーナリズムの課題

——「情報通信法」と「表現・メディア規制」を軸に

司会者：岩崎 貞明（放送レポート）

問題提起者：服部 孝章（立教大学）

討論者：田島 泰彦（上智大学）

（企画：メディア倫理・法制研究部会）

ワークショップ8（以学館36号教室）

放送番組の利用とその限度——米フェアユース規定を参考に

司会者：金山 勉（立命館大学）

問題提起者：魚住 真司（関西外国語大学）

討論者：城所 岩生（米国弁護士）

（企画：放送研究部会）

ワークショップ9（以学館37号教室）

ジャーナリズムの社会的責任再考

司会者：伊藤 高史（創価大学）

問題提起者：原 寿雄

討論者：谷藤 悦史（早稲田大学）

（企画：ジャーナリズム研究部会）

3. 会場案内図

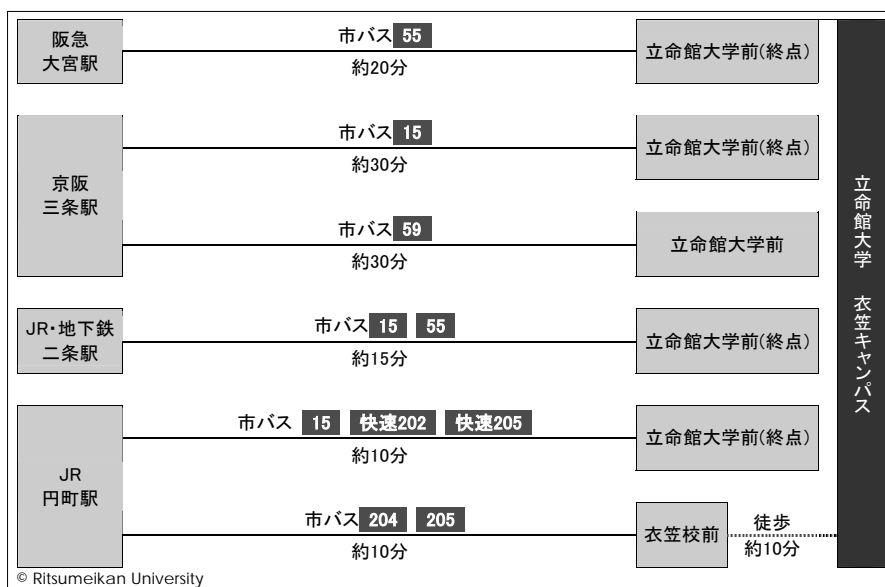
交通アクセス | 立命館大学 衣笠キャンパス



〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1

立命館大学衣笠キャンパス—交通アクセス—立命館大学

| | | | |
|---------------------------|--|------------|------------------|
| JR・近鉄 京都駅 (烏丸中央口) | 市バス 50 (京都駅B2のりば) 快速205 (京都駅B3のりば) | 立命館大学前(終点) | 立命館大学 衣笠キャンパス |
| | 約35分 | | |
| 市バス 205 (京都駅B3のりば) | 衣笠校前 | 徒歩 約10分 | |
| 約35分 | | | |
| 阪急 西院駅 | 市バス 205 | 衣笠校前 | 徒歩 約10分 |
| | 約20分 | | |
| | 市バス 快速202 快速205 | 立命館大学前(終点) | |
| 約20分 | | | |
| 京都 西院駅 | 京福電鉄 嵐山本線・北野線 | 龍安寺駅 | 徒歩 |
| | 約25分 | 等持院駅 | 約6分 |



アクセス：会場案内にしたがって、公共交通機関をご利用ください。衣笠キャンパスには、一般の方が利用できる駐車場はありません。タクシーを利用する場合は、必ず**正門**へお回りください。衣笠キャンパス周辺は道幅が狭く、住宅地と隣接しています。タクシーで東門、南門に乗り付けることは近隣との騒音トラブルの原因となりますので、おやめください。

昼食：衣笠キャンパス周辺には、飲食店がありません。土曜日に限り、存心館地下生協食堂及び至徳館地下生協コンビニが営業しています。あらかじめ参加日数分、お弁当をお申し込みください。

喫煙：衣笠キャンパス内は、建物内外共に全面禁煙です。喫煙される場合は、必ず以学館外にある喫煙シェルターをご利用ください。

バリアフリー：以学館は、バリアフリーとなっております。車椅子でお越しの場合は、リフト付きバスが利用できます。詳しい運行スケジュールは、京都市交通局のホームページ(<http://www.city.kyoto.jp/kotsu/busdia/bustime.htm>)からご確認ください。



5. 2009年度春季研究発表会：個人・共同研究発表要旨、シンポジウム・ワークショップテーマの趣旨

個人・共同研究発表要旨

報告要旨は、発表者からいただいた原文をそのまま掲載しています。

企画委員会委員長 竹下俊郎

< A会場 > 個人研究発表

パブリック・コメントを巡るコミュニケーション
——横須賀市の事例を中心に

国枝智樹（上智大学大学院 院生）

【キーワード】パブリック・コメント、政策形成過程、市民参加、地方自治

【研究の目的】 コミュニケーション研究における市民参加に関する研究は従来、主に選挙やジャーナリズムに関連して行われてきた。行政が実施している市民参加制度については住民投票などを除いて研究が少なく、行政・市民間におけるコミュニケーションに関する考察はあまりなされていない。しかし地方分権改革が進む中、地方自治体の間では住民の意見を反映した地域運営のあり方を模索する動きが活発化している。

パブリック・コメント（以下、PC）は、1999年頃から全国の自治体に普及した市民参加制度である。PCの特徴は、行政が政策案等を議会に提出する前に公開し、広く意見を募集した上で、集まった意見およびそれに対する行政の考え方や対応を公表する点にある。年齢や国籍を問わず基本

的に誰でも参加できる点や、インターネットを介して容易に参加しうる点でも従来の市民参加制度と異なる。自治体は基本方針や条例の制定・改正をはじめ様々な政策案を対象として PC を実施しており、公共的な政策の形成過程に地域関係者一般が参加する機会を提供している。

本発表では自治体と市民間におけるコミュニケーションの今日的な制度である PC について、先進的な自治体の事例研究を通して考察する。

【研究の方法】 従来行政学を中心として行われてきた PC 研究は、制度や一般的な運用状況について検討してきた。本研究では PC の制度設計において高く評価されている横須賀市（神奈川県）の事例研究を行った。横須賀市が 2001 年 6 月から 2008 年 12 月末日までに実施し対応を公表した PC 全 120 件について量的に分析し、PC 実施経験者 8 名に対し 2008 年 10 月から 11 月にかけてインタビュー調査を実施した。また、2008 年 12 月末日までに主要全国紙 3 紙（朝日、読売、毎日新聞）および神奈川新聞が報じた横須賀市の PC に関する記事を参照している。

【得られた知見】 選挙や裁判員制度、つまり立法・司法への参加制度がほぼ 100% 認知されている中、行政への参加制度である PC は全国の人口の 10% 程度にしか認知されておらず、実際に意見を述べた経験のある人口は 1% に満たない。政策案等の賛否を問うのではなく多様な意見や提案の募集を主な目的とする PC において意見の多寡自体は問題とされない。しかし認知や反応数の少なさは PC の市民参加制度としての機能に疑問を投げかける。横須賀市は PC を条例化した点や、周知徹底を図るため PC の実施について事前告知を行う点で評価されている。しかし、人口 42 万の横須賀市においても 66% の案件について意見提出者数は 10 名以下に留まり、全体を平均すると一件あたりの意見提出者数は 23 名に留まる。一部の案件について反応が集中する傾向が見られるが、特に反応の多かった案件については市民団体が利害関係者に含まれていたことが指摘できる。

条例上、市は PC の目的を市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画の促進を図ることとしている。しかし実務上は説明責任という側面に重点をおいているため、より多くの反応を集めるための工夫はあまりなされていない。そのためか、意見を提出するのはごく一部の市民に限られる。意見の提出方法や内容から、意見を提出する市民とは年齢層が比較的高く、PC の実施以前にその案件について認識又は関与していた市民が多いと考えられる。また、重要な基本計画や条例の政策形成過程に有識者や民間団体の代表者が参加することは珍しくないが、そのような案件について反応が比較的多いとは言えない。PC への意見提出を呼びかけるなどして PC を活用するのは、案件に対して関心の高いごく一部の市民団体に限られている傾向がみられた。

報道機関が PC を取り上げること自体は珍しくないが、実施の予告をすることは少ない。横須賀市の PC についても過去に数件新聞記事上で実施予告がなされたことはあるが、反応数に影響して

いるとはいえない。また、報道機関が頻繁に取り上げる環境問題などに関連した PC に対しても反応は比較的少数に留まり、身近なごみ問題等に関する PC の方がより多くの反応を得るなど、報道の影響は限定的なレベルに留まることが示唆された。

自治体による PC は身近な地域の問題に関する政策形成過程への参加を可能にする。しかし一般的な傾向や横須賀市の事例をみる限り、PC を巡る行政と市民、そして報道機関間のコミュニケーションは限定的な水準にあり、PC は市民参加制度として活用されているとは言い難い状況にある。本研究は特定の自治体に対する事例研究であるため、一般化することはできない。しかし近年全国的に普及した市民参加制度である PC について、模範とされる自治体においてもなお多くの課題が残ることは指摘できる。

融合時代におけるデジタル・コンテンツ流通に関する研究 ——韓国コンテンツ制作環境変動についての分析

白 承 赫 (上智大学大学院 院生)

【キーワード】 放送・通信の連携的融合、放送映像デジタル・コンテンツ、比較放送システム論、制作環境、制作力

【研究の目的】 メディアへの先端技術の導入により、デジタル・コンテンツや情報を提供できる流通の窓口であるメディアや伝送路が多様化しており、コンテンツ制作者側の環境としては理想的な方向に展開しているかのように見える。ところが、半世紀以上にわたって業界や技術の発展、それに対する政策や環境の変化などと共生してきた業界の慣習やこれまで築かれてきた業界・業種の間には乗り越えられない壁が依然として存在する。

この状況は、日韓ともに同様であると言えるだろう。韓国の場合、独立制作社は過去とは完全に異なる大規模な成長を遂げた。だが、構造的には独立制作社の創始の時とあまり変わらないという評価がある。

これまで、ケーブルテレビ、衛星放送など、新しい媒体が出るたびに伝統的な映像コンテンツ所有者に対して映像コンテンツの供給（2次利用・マルチユース）が期待された。しかし、実際には著作権処理上の問題があったり、彼ら自身がコンテンツの供給に積極的でなかったりすることが多く、新しい伝送路事業者は何らかの代替案を模索してきた（菅谷実・宿南達志朗（編）『トランスナショナル時代のデジタル・コンテンツ』2007）。

このような現状を受け、本研究では、今日におけるデジタル・コンテンツ流通展開に関わる根本的な問題に注目する。とりわけ放送映像デジタル・コンテンツにフォーカスを絞り込み、映像コンテンツの独立制作社と地上波放送局との取引関係や独立制作社の制作環境、制作力などについて横断的な視点で、特に韓国の状況に特化して研究・調査を行った。

映像コンテンツを発信する主体の放送システムを理解することは、大手商業放送中心の放送市場の寡占化がデジタル事業における放送映像デジタル・コンテンツ流通に及ぼす影響やこれからの放送映像デジタル・コンテンツ流通の活性化について考察するための鍵を与えてくれるだろう。

【研究の方法】 本研究は、独立制作社と地上波放送局を巡る諸問題に関する日韓両国に関わる国際的な比較検証を試みる一部である。中でも映像コンテンツ制作体制の本質を見極めるため、コンテンツの制作と流通の第一線に立つ独立制作社と地上波放送局、学界の専門家などにプロフェッショナル・インタビューを実施し、コンテンツのマルチ流通構造が実現される際の技術的可能性と、同期状態にないデジタル・コンテンツ流通の現状や原因について質問した。

プロフェッショナル・インタビューの質問項目は、Donald Browne (*Comparing Broadcast Systems*, 1989) が採用した比較放送システム論の枠組みに沿って作られた。それは、(1) 放送を取り巻く基本的な要因 (Basic Factors)、(2) 資金、または運営のための費用調達 (Financing)、(3) 独立制作社に関わる監督、支配、そして内的、外的な側面からの影響力行使 (Supervision, Control, and Influence)、そして (4) 独立制作社と視聴者間のやりとり、及び相互作用 (Interaction)、そして (5) 番組編成 (Programming) からなる。

ただし、(1) 放送を取り巻く基本的な要因については、文献調査によりカバーした。発表内容は、2008年12月から2009年1月にかけて、韓国における関係者へのインタビューから得た専門的な知見を中心に紹介する。

【得られた知見】 韓国では1991年から外注制作番組の義務編成比率制度が導入され、今日に至っている。いわゆる外注政策は、制作市場の規模の拡大や制作社と人材の育成、地上波放送の多様性確保などの政策目的の下に始まった。しかし、外注政策の実効性に関してはあまり評価されていない。独立制作社の数的増加と外注比率の増加による地上波放送局へのコンテンツ納入チャンスの拡大効果はあったとしても、コンテンツそのものの質的な向上にはつながっていないようである。今回のプロフェッショナル・インタビューから得られた知見について、映像コンテンツ・ジャンルの中でもドラマを例として提示すると、①外注ドラマ制作の増加による放送局制作システムの崩壊、②一部スターに限定されたキャスティング、③スターの権力化 (高ギャランティー問題)、④協賛及び PPL (Product Placement/間接広告) の問題、⑤制作に関わる人材不足問題などについて指摘できる。

問題は、このような状況がコンテンツの価値を創出する制作力やその制作環境を劣化させ、それによって良質なコンテンツが生まれにくくなる事態を招くことにある。この問題は、究極的には放送される映像コンテンツ全体に影響を及ぼし、流通の活性化にも問題を起こしかねない。このような点を学術的な観点から、先んじて報告しておきたい。

NHKにおける番組制作委託の現状 ——制作会社ディレクターの意識調査を中心に

浮 田 哲（上智大学大学院 院生）

【キーワード】 NHK、番組制作委託、番組制作会社

【研究の目的】 テレビ番組の外部制作委託についてはテレビ局が優越的な地位を濫用し、制作会社が下請けとして劣悪な労働環境に置かれていることがたびたび指摘されてきた。

番組の外部制作委託は民放のみならず、近年は NHK においても増加しており、2006 年からは NHK 関連子会社を通じての制作委託以外に NHK 本体からの直接委託も始まっている。放送直前での改竄が問題になった「ETV2001」も制作の主体は外部制作会社であった。

テレビ番組が問題になるたびに学界やメディアでは番組制作構造の不備を指摘する言説が頻繁に登場するものの、実際に現場で日々番組制作に当たっている制作会社のディレクターの意見はあまりこれまで取り上げられてこなかった。本報告は、そういういわば番組制作構造のヒエラルキーの底辺に位置するディレクターに焦点を当て、特に NHK の制作委託の現状を現場レベルから照射してみようという試みである。

【研究の方法】 NHK の番組を制作会社の立場で制作している一線のディレクターに 2008 年 11 月 1 日にアンケート用紙を送付し、その後二週間で得た 42 名の回答の中から、制作行程の中で彼（彼女）らが感じている問題意識を探った。筆者自身も外部のディレクターとして NHK の番組を制作することも多く、筆者が経験の中で感じてきた問題点を中心に設問を行った。

【得られた知見】 制作会社のディレクターたちが問題にする NHK の番組委託の問題は、①NHK の関連会社について②NHK の特殊な文化について③技術等の制作体制について、の 3 点に集約される。

まず、①の NHK 関連会社とは、NHK の出資による子会社である NHK エンタープライズ(NEP)、NHK エデュケーショナル(NED)、NHK 情報ネットワーク(JN)の 3 社のことであり、NHK では長らく番組の外部制作委託はこれら関連会社を通じての再委託という形を採用しており、現在でもその

形が主流である。アンケートでは関連会社の存在意義を感じない、とする回答が多数を占め、その理由としては「NHK と関連会社の役割分担がハッキリしない」ということが挙げられている。また、NHK 本体のプロデューサーが最終的な決定を行うため、関連会社のプロデューサーが単なる“お飾り”となっているケースも多く、そればかりか制作にはほとんどタッチしない関連会社のプロデューサーも存在しており、受信料から人件費をムダに支払っている実態も垣間見えた。関連会社が保有する多額の利益剰余金（番組制作子会社だけで約 300 億円）や NHK と関連会社の随意契約は国会でも問題になっているが、委託制度そのものが、その資金プール構造に一役買っている。

②の「NHK の特殊な文化」とは、ひとつは「構成主義・台本主義・予定調和」と呼ぶべき番組制作上の傾向である。それは取材の中で発見された事実よりも、取材前に合意した構成案を重視する体質であり、ともすれば「構成案通りに撮影しよう」という動機を生みだし、『『やらせ』問題の火元になりかねない」という危惧につながっている。

また、「ディレクター軽視」という指摘も多かった。それは NHK のプロデューサーが民放と比較すると「細かい点にまで口を挟み」「影響力が強い」ということであり、結果として「ディレクターの意見が反映されることが困難」という状態を作り出している。

そして、「局内部を過剰に意識している」「上司の顔色で仕事をしている」「視聴者よりも局内評が優先される」といった体質について指摘する回答も多く、これらの内容を鑑みれば、ディレクター不在の中で追加撮影、再編集がなされた「ETV2001」のケースが NHK の持つ体質から生まれていることが推測される。

③の「技術等の制作体制」とは、カメラマンの技術レベルの低さや編集室の使い勝手の悪さについての指摘であり、特に決められた時間通りに作業が区切られ、残業が認められない制作体制に対して「お役所」「官僚的」という批判が多くみられた。時間厳守の背景には組合の存在も考えられるが、労働者としても制作会社のディレクターはヒエラルキーの外に置かれている。また、外部の編集室ではすでに無料が当たり前になっているテロップについても、NHK アートという関連子会社に有料で発注しなければならない、など番組制作の高コスト体質が浮き彫りになった。

制作費が削減され、ディレクターの裁量範囲が狭められつつある民放に対して、比較的予算もあり、制作本数も多い NHK に期待する声も多いものの、現場のディレクターにとって NHK は未だ真に信頼の置けるイコールパートナーとはなり得ていない。

ドキュメンタリーにおける演出とやらせ ——『奥ヒマラヤ 禁断の王国・ムスタン』再検証

小 幡 晋（法政大学大学院 院生）

【キーワード】 ドキュメンタリー、演出、方法論、リアリティ

【研究の目的】 1980年代以降、テレビ放送された番組の内容が、やらせや捏造との指摘を受けることが繰り返し発生している。近時では、一昨年(2007年1月7日)放送された関西テレビ制作の『発掘!あるある大辞典2』の番組内における実験データが捏造であることが発覚し、当番組は同月番組打ち切りに至ることとなった。

ドキュメンタリー番組においても、1992年に放送されたNHKスペシャルの『禁断の王国・ムスタン』において多数のやらせ、虚偽、誇張があるとして、放送の翌年の2月3日以降、朝日新聞を初めとして、全国紙各紙で当番組を糾弾する記事が掲載された。一連の新聞報道に対してNHKは自局の非を認め、会長による陳謝、番組関係者の処分、新たな倫理委員会の設置と対応が続いた。

はたして、『禁断の王国・ムスタン』に対する新聞報道は、ドキュメンタリー番組を正当に評価したものであろうか。1993年2月の新聞報道以降、識者、ジャーナリストの見解は、基本的に報道記事を肯定する立場のものと否定する立場のものと二手に分かれた。本研究の目的は、ドキュメンタリーをその歴史的背景とドキュメンタリストの見解、そしてドキュメンタリーそれ自身の特質を明確にすることによって『禁断の王国・ムスタン』と当番組への報道を再検証するものである。

【研究の方法】 研究の方法としては、まずドキュメンタリーが映像の分野の中でどのように定義されてきたのか、またドキュメンタリー作品がどのように分類されてきたのかを明らかにするために、イギリスにおける1920年代末からのドキュメンタリー運動を中心とした歴史的アプローチを行う。次に、現代のドキュメンタリスト、評論家によるドキュメンタリー論の言説分析を行うことにより、ドキュメンタリーの方法論を提示して、やらせ、虚偽と指摘された『禁断の王国・ムスタン』に対する批判点の妥当性と非妥当性について考察する。

【得られた知見】 イギリス・ドキュメンタリー運動を推進したジョン・グリアスは、ロバート・フラハティの『モアナ』(1926年)を評した際、スタジオもシナリオも用いないフラハティの作品をドキュメンタリーであると呼んだ。グリアスと同時代のポール・ローサはドキュメンタリーを「現実の創造的ドラマ化」として定義しており、製作における演出を当初から肯定していたことが理解できる。さらにローサはドキュメンタリーを素材に対するアプローチの違いから四つに分類している。それらは自然派的系統、写実派的系統、ニュース映画の系統、プロパガンダ的系統の四

グループであり、このことからドキュメンタリー運動の初期の段階から製作手法上の多様性があったことが指摘できる。

日本における状況を考えると、ドキュメンタリーという言葉は 1960 年代から定着してきたものであり、それ以前は記録映画や文化映画と呼ばれていた分野である。ドキュメンタリーにおける演出の問題については、京極高英の『ひとりの母の記録』（1956 年）をめぐってフィクショナルな手法を非難するドキュメンタリストの桑野茂と技法としての虚構化を肯定する京極や脚本家の岩佐氏寿などの間で論争が繰り広げられた。1992 年に放送された NHK スペシャル『禁断の王国・ムスタン』への新聞紙上におけるやらせ批判に対しても同様にドキュメンタリスト、評論家の見解は番組の擁護派と否定派の二手に分かれた。ドキュメンタリーにおける演出の是非については 1950 年代の論争以降、継続的な論点となっているわけである。

ローサは前記の通りドキュメンタリーを四つの系統で分類したが、ドキュメンタリストの方法論をさらに大別すると、公正さを重視しジャーナリスティックなアプローチをする「記録派」と、メッセージ性を重視しリアリティの表現のための演出を可とする「メッセージ派」に分類することができる。手法上の相違から「記録派」は演出を否定し、メッセージ派は再現を含む虚構を是認することになる。『禁断の王国・ムスタン』に関して朝日新聞（1993 年 2 月 3 日朝刊）の一面の見出しでやらせや虚偽と指摘された高山病の演技、流砂現象、少年の雨乞いは、「メッセージ派」の見地からは製作上の演出として解釈することができ、批判記事はジャーナリスティックな「記録派」の立場からの一方的な視点であり偏向した内容であったと結論することができる。

< B 会場 > 個人・共同研究発表

マス・メディアに現れた台湾人の日本観——『中国時報』の内容分析から

曾 美 芳（東京経済大学 院生）

【キーワード】 中国時報、新聞の内容分析、日本情報、対日イメージ

【研究の目的】 本研究は、現代台湾社会における「日本観」に着目し、台湾の人がどのように日本文化を捉えているのかという疑問点から出発し、マス・メディアに現れる日本イメージに焦点を当てたものである。調査対象は台湾の『中国時報 (China Times)』とした。1950 年に創刊した『中国時報』は現代台湾社会の有力新聞紙の一つであり、100 万部の発行部数を有している。

台湾人は果たして親日かどうか、台湾の人びとはどのように日本文化を受容しているのか、日本文化は台湾の人びとにとってどのような意味を持っているのかなどの疑問点を新聞の内容分析によって計量的な側面から考察する。

【研究の方法】 本研究の調査対象は、台湾の日報新聞である『中国時報』に掲載された日本に関する情報であり、この新聞の中で日本について言及された部分を含む記事および広告全てを研究対象とした。2007年の7月1日から8月31までの2ヶ月間に現地で発行された新聞から、700本を超過する日本に関する記事や広告を選び出した（日本を発信地としている記事は除外）。

台湾の人びとの対日イメージや日本文化受容の実情を量的に分析する。コード化したデータを、SPSSを用いて解析した。

【得られた知見】 集められた記事の総数は、700本を越えた。これは、2007年度の調査で得られた中国時報の中に見られた約90本の日本発の記事（東京経済大学国際メディア・コミュニケーション研究所、2008）と比較して量的には圧倒するものであった。

台湾の人々がなぜ日本の情報を大量に消費しているのかという理由として考えられるのは、まず第一に、日本との深い繋がりを持つ台湾の人びとは日本に対して親近感を持っているという点である。第二の理由として考えられるのは、台湾の民主化と経済力である。戒厳令の解除から20年が経過した台湾では、国民の直接総統選挙など、民主国家としての体制が整えられてきた。そして経済の急速な成長とともに、国民全体は豊かさを享受できるようになった。従来「Made in Japan(日本製)」に対して良いイメージをもっているうえに、宣伝や広告によって日本製品の台湾への浸透はスムーズに行われ、高価で質の良い日本製品を購入することもブームになった。また、最も大きな要因は、「文化的近似性(cultural proximity)」(岩淵功一『トランスナショナル・ジャパニーズアジアをつなぐポピュラー文化』岩波書店、2001)である。これは、台湾における日本文化受容を理解しようとする時に注目すべきことである。

分析対象となった記事内容をみると、最も多く見られた記事は、日本製品に関する情報、ライフスタイルや消費活動にかかわるもの、そして芸能・エンターテインメントに関する情報であった。また、政治・社会・経済などの報道や、コラムや投書などの中においても日本のことが言及されていたりしている例が多く見られた。

これらの結果から、台湾の人びとの日常生活の中に日本の情報や文化が溢れているということが計量的な側面から再確認された。

「ミドルクラス」のメディア・イメージとその意味 ——高度経済成長期における日本と中国の新聞・雑誌分析

周 倩（東京大学大学院 院生）

【キーワード】「中流」、「中産階層」、メディア、イメージ、イデオロギー

【研究の目的】（１）研究背景：これまで私が行った＜メディア学的「中産階層」研究＞のなかでは、より深層的なものに関する論考が欠けている。それは、まず、中国における市場経済（資本主義）にかかわる問題である。これまで議論範囲を中国一国に限定したため、この論考を深めることには限界があった。ゆえに、これまでの限界を乗り越えるには、国境を越えた比較研究を通して、議論を刺激することが必要になってくる。そこで、中国の「中産階層」及び中国の現在と今後を検討するには、いわゆる「一億総中流」の日本社会はよい参考となる。なぜなら、日中においては、アメリカと異なり、メディアを介した「ミドルクラス」が、実在か幻想かという問題系を執拗に論じてきた共通点があるからである。しかし、同時に、両者の間には似て非なる特性もあると考えられる。

（２）問題点：これまで、日本のメディア学研究者にせよ、階級階層論者にせよ、さらには経済学者にせよ、日本人の「中流」に対する「世間並み」というイメージの形成にはメディアの働きがあることを指摘してきた。たとえば、吉見俊哉の『メディア時代の文化社会学』、小沢雅子の『新「階層消費」の時代』、犬田充の『日本人の階層意識』などがその代表例である。彼らによると、50年代後半に日本のメディアに反映したアメリカ的な生活様式は、日本の「中流」を前景化させる働きを持っている。その続きとして、メディアは「中流になる標準パッケージ」を送り出し、生活の画一化・均質化を特徴とする日本的「中流」様式を固定させている。しかし、これらの研究者たちは高度経済成長期における、日本のメディアによって編成されかつ＜社会的表象＞にまで定着された「中流」のイメージに対して具体的な分析を行っていない。また、それら「中流」のイメージから読み取れる政治性や戦略性、必然性や必要性、「虚偽性」や「欺瞞性」などの意味について検討していない。

（３）目的：本研究は高度経済成長期における日本の新聞・雑誌上にある「中流」の表象や言説に注目することによって、国家のイデオロギー装置としてのメディアのなかで、「中流」が時代の政治性と戦略性を帯びながら、いかに「合成」され、定型化されてきたかといった具体的様態を明らかにする。また、＜社会的表象＞となった「中流」のメディア上での表象と社会での実在との対応関係を考察しながら、学問的言説の中に布置された既存の「中流」概念を組み替えることを狙う。さらに、日中という異なる政治体制を持つ社会におけるいわゆる「ミドルクラス」のイメージのズ

レ、時代の中における両イメージの連続性と断絶性、必然性と偶然性、そこでの政治的・戦略的な意味の発見を課題とする。最終的に、日中のメディアと社会分析に対する比較作業を通して社会主義の旗を掲げてきた中国における市場経済（資本主義）の発展とその行方などを探る。

【研究の方法】 メディア的なアプローチを従来の階層階級研究に加え、高度経済成長期における日本の新聞（朝日と読売）・雑誌（週刊新潮）に注目する。具体的には 50 年代後半から 70 年代初頭までの日本の、新聞・雑誌における「中流」に関する言説やイメージを析出した上、それらを 90 年代半ば以降同じく高度経済成長期にあたる中国のマスメディアによって編成され、かつ社会で一般的に認識されている「中産階層」に関する言説やイメージと比較する。そこから、研究課題の究明を試みる。

【得られた知見】 ①日本にせよ、中国にせよ、新聞・雑誌は最も明確な言葉を用い、政府のテキスト、学術テキスト、外来のテキストに基づき、「経済的特質」、「政治的特徴」、「労働・仕事」、「家庭・感情」という四つの基本カテゴリーから、「ミドルクラス」のイメージを描き出している。②日本の「中流」イメージは一つのイデオロギーとして、日本の高度経済成長の時によく機能しており、「格差隠蔽」の「民主・平等」の社会作りに役立っていた。これに対して、「卓越性」を持つ中国の「中産階層」イメージはまた「小康」や「先富論」の代わりに、一つのイデオロギーとして、高度経済成長下の「格差顕在化社会」のなかで、新たな「チャイナドリーム」を煽っている。③グローバル化と新自由主義の下で、日本と中国、そのいずれの社会においても階層分岐の拡大が隠蔽できないほど顕在化してきた。戦後日本で支配的となった「中流」イメージは、企業社会の下で階層間格差の少ない平等社会を宣伝する典型的イデオロギーであった。現在、中国の「中産階層」イメージはむしろ社会的格差を認めた上で、階層権力を再構築し、社会の上層を優遇し、そのリーターシップにより統合を行うために積極的に採用した新自由主義的なもう一つのイデオロギーである。

国内新聞社のウェブサイト展開と新聞社規模との関連性 ——ウェブコンテンツとウェブテクノロジーに関する量的比較

○小 寺 敦 之（上智大学大学院 特別研究員）

○竹 村 朋 子（上智大学大学院 院生）

【キーワード】 新聞社、ウェブサイト、コンテンツ、テクノロジー、購読者数

【研究の目的】 インターネットによるニュース受容が一般的になり、新聞各社のウェブ展開が持つ意味と役割は大きくなっている。新聞社はニュースのオンライン提供という枠組みに留まらず、

(1) ウェブサイトを通じて誰にどのような情報・サービスを提供していくか、(2) 新しいデジタル技術とどのように付き合っていくかについての課題を抱えながらこの新たな取り組みを行っていると見られ、その現状を的確に把握することは新聞社の今後の在り方を議論するにあたって必要な作業になると思われる。しかし、学術的な調査研究が初期段階から積極的に行われてきた米国に対して、日本では新聞社のウェブサイトを対象とした実証的な調査研究はほとんど行われていない。さらに、米国では新聞社の規模に比例してウェブサイトへの取り組みに格差が見られることが明らかにされているが、全国紙・ブロック紙・地方紙等に分化している日本の新聞社にも同様の格差が存在することが推測される。以上の観点から、本研究では日本の新聞社のウェブサイトを対象とした数量化調査を行い、新聞社の規模と併せてウェブサイト展開の現況を捉えていくことを目指したい。

【研究の方法】 『日本マスコミ総覧 2007-2008 年版』(文化通信社)に収録されている一般紙 312 社から、日刊発行(夕刊紙含む)であること、ウェブサイトを開設していることを条件に 123 社を抽出した。新聞社の規模については、1 日の購読者数によって「広域紙」(13 社)、「地方紙」(46 社)、「ローカル紙」(64 社)にカテゴライズした。

コンテンツ評価法は、分析対象のウェブサイトを通覧する予備調査を経て作成した。本調査では、ニュースカテゴリー数をニュースコンテンツとして数えることに加え、ニュース外コンテンツとして「生活バラエティ(5 項目)」「地域生活情報(5 項目)」「地域観光・レジャー情報(5 項目)」の有無を、テクノロジー関連項目として「インタラクティブ(5 項目)」「マルチメディア(5 項目)」の有無を確認することとした。

【得られた知見】 ニュースコンテンツは、平均して約 3 個(Median=3, Mean=7.3, SD=8.3)であった。後述するように新聞社規模による差が大きいものの、ほとんどの新聞社が自社のニュースをウェブサイトで積極的に展開している状況が見出せた。

ニュース外コンテンツとしては、「地域生活情報」では「天気・災害情報(39.8%)」「生活情報(43.9%)」、そして「地域観光・レジャー情報」では「地域自然情報(44.7%)」「地域行事情報(56.9%)」「宿泊・飲食店情報(45.5%)」が多く見られた。全体的にエンターテインメント性を追求するよりも、実用性・地域性を重視した情報提供の流れが見出せる。

規模別で検討すると、広域紙はほとんどの項目で他を圧倒する割合を誇っており、多様なコンテンツを盛り込んだポータルサイトに準じた展開が行われている状況が見出せる。こうした展開が可能な背景には、ウェブ事業への投資が可能であること、自社が抱える新聞外メディアとの融合を図っていること、さらに印刷版の新聞がカバーするコンテンツ自体に多様性があるなどの理由が考え

られる。地方紙は「地域自然情報」「地域行事情報」の割合が広域紙より高く、地域メディアとしてのウェブサイト構築しようという方向性が感じられる。一方で、ローカル紙は全体的にウェブ展開に手が回っていない状況にある。

これらニュースコンテンツ、ニュース外コンテンツの各項目をカテゴリー別に集計して、新聞社の規模を独立変数、カテゴリー得点を従属変数とした分散分析を行った結果、全てのカテゴリーで有意な群間差が見られた。多重比較でも、「地域観光・レジャー情報」を除く全カテゴリーで「広域>地方>ローカル」の序列が見られた。「地域観光・レジャー情報」においては、広域紙と地方紙に有意な差が見られなかった。さらに、ニュース外コンテンツのバランスを見ると、広域紙では「生活バラエティ」が最も高いのに対して、地方紙では「地域観光・レジャー情報」が最高値であった。これは広域紙のウェブ展開に対抗して地方紙らしさを表現できるアプローチとなる可能性があることを示唆している。

新聞社ウェブサイトにおける「テクノロジー」の搭載傾向としては、「インタラクティブでは「掲示板・ブログ (30.9%)」「オンライン投稿 (42.3%)」、そして「マルチメディア」では「記事配信 (39.0%)」「検索システム (69.1%)」の割合が高かった。動画ニュースや定点カメラなどを組み合わせたサイトも少なからず見られ、技術の普及やブロードバンド化によって、搭載できる技術の幅が広がっていることを示している。カテゴリー別の分散分析や多重比較では「広域>地方>ローカル」の明確な序列が見られ、コンテンツと同じく新聞社規模によるウェブ展開の格差が存在していることが確認された。

< C会場 > 個人研究発表

マス・メディアによる生命倫理観の構築——代理懐胎に対する報道の分析から

柳原良江（東京大学 COE 特任研究員）

【キーワード】生命倫理、代理懐胎、世論

【研究の目的】脳死・臓器移植問題、ES 細胞の利用問題など、生命倫理に関連した社会問題はしばしばマス・メディアで論じられる。しかし、マス・メディアにおける生命倫理問題の扱いに対しては、かねてから様々な専門家やメディア当事者により疑問が提出されてきた。中でも小松美彦（『脳死・臓器移植の本当の話』PHP 研究所、2004 年）は、脳死・臓器移植におけるマス・メディ

アの報道が、特定の当事者に焦点を当てることにより「移植促進に向けたマインドコントロール」が行われていると指摘し、当該問題に対しマス・メディアが、特定の意見や人物に焦点を当てていた状況を説明している。

近年、代理懐胎の当事者を巡って多くの報道がなされたことは記憶に新しいが、この行為に関する専門家、専門機関の意見は、報道の前後を通じてほぼ一貫している一方、大衆の意見には、報道で焦点を当てられた側の立場を同情的に捉える変化が生じており、小松の指摘と同様の構造が存在していたことが予想される。

生命倫理領域の問題は、ごく最近になって生じたものであることから、多くの人々は、個々の出来事が報道されるまで、問題の存在や構造を認識する機会に乏しく、人々の価値判断の多くは、一般的な社会問題にも増してマス・メディアを通じた情報に依存していることが考えられる。そのような問題群を捉えるにあたり、マス・メディアの側が、偏向した価値判断を組み込んだ報道を多く行っているとすれば、中立性への配慮が十分ではないことが考えられる。

本研究では、生命倫理領域における報道のあり方を考察するための一つの手段として、代理懐胎に関する報道をもとに、マス・メディアによって、当該領域の特定の発想が、一般論として形成される構造を分析する。その作業を通じて、マス・メディアが生命倫理領域で進行中の出来事を扱う際の問題点について明らかにすることを目的とする。

【研究の方法】 2008年7月に大宅壮一文庫にて「代理母」「代理出産」をキーワードに検索し、抽出された1981年6月～2008年5月発行分の全記事271件を収集した。抽出各記事は、その内容に応じ代理懐胎実施に対する肯定度を5段階に分類するとともに、各掲載誌の編集方針におけるジェンダー・バイアスの位置づけに基づいて、各掲載紙を男性誌・男性志向一般誌、女性誌、女性志向一般誌の3種に分類した。また、各記事の量的変化を時間軸に沿って並べ、変曲点における出来事を、記事内容や、同時期に出版された新聞記事から探し出し、代理懐胎報道の全体像を時間軸に沿って把握した。その上で、一連の出来事現実の出来事と、報道内容との関連性を調査した。ある一定の言説が構築されている状況が見られた場合、その言説の初出と展開、論者を確認し、特定の意見がいかなる立場を反映して成されたものかを調査した。

【得られた知見】 代理懐胎に関する否定的な報道は、恒常的に行われてきたが、肯定的な報道は、当事者に関する実態の報道と同期して行われる傾向にあった。特に当事者である女性タレントが取り上げられてからは、相対的に肯定論の数が増加している。またジェンダー別に分類すると、肯定的な意見は女性誌に重点的に掲載されており、男性誌・男性志向一般誌では価値判断にばらつきがみられ、全体として中立を保っていた。

肯定的な言説は、脳死・臓器移植報道と同様、技術の導入を望む当事者に焦点が当てられて構築されていた。また女性誌・男性誌に関わらず、当事者は神格化され、彼女／彼を英雄とした「物語」が作り上げられていた。

松川事件に見る政治冤罪初期報道の教訓

壺 岐 一 郎 (メディア総研研究員)

【キーワード】 占領下の事件初期報道、多メディアの役割、通常冤罪と「政治冤罪」

【研究の目的】 昨 2008 年は 1928 年の張作霖爆殺事件 80 周年にあたり、日本記者クラブで懇談会 (30 名)、学士会館でシンポジウム (150 名) が開かれ、私はそれぞれの司会を担当した。4 年前からの名古屋「現代史を考える会」企画で、交通機関を悪用した犯行に関心を持ち、調べてきた。本年は福島県松川の列車転覆事件から 60 周年の節目、2011 年は満州事変の 80 周年に当たる。

1949 年、松川事件は 20 名の労組員逮捕、1 審は 10 名死刑求刑、5 名の死刑判決ほか全員有罪で仙台高裁に控訴された。このころ、仙台にいた私は控訴趣意書の作成を手伝った。占領下で、学生は GHQ 教育顧問の講演会をボイコットしたが、そこで厳しい占領の現実を体験した。当時のメディアほか行政なども同様の圧力下であっただろう。今日では想像を絶する占領軍の巨大権力であった。

1999 年、松川事件 50 周年に際して福島県ではフォーラムが開かれ、マスコミについて先行研究があった。私は東京で開かれた 55 周年記念総会に出席して、交通機関を悪用した満州事変との比較研究を意識した。

戦後 4 年目の状況はこういうようにいえよう。

- 1 巨大な外部の圧力が新聞、NHK、裁判所にかかっていた
- 2 これに対して、市民、政党、労組、知識人の力が弱かった
- 3 同時代の冤罪、免田事件 (熊本県) などとは異なる「政治冤罪」か

ここに新しい時代におけるメディアの教訓をくみ取りたい。

【研究の方法】 1931 年の満州事変の発端、柳条湖事件と 1949 年の松川事件は共に列車レール外しから起こした事件である。昨年 9 月に瀋陽 (旧・奉天)、10 月に福島県松川の現場と資料館を取材した。同時に後者では裁判記録を調べ、犯行動機および物証とアリバイの間の実行技術に疑問を抱いた。満州事変は関東軍の犯行が確定している。

当時の地方紙、全国紙を読むと、当局の喧伝そのままを記事化していることを知る。米軍や警察

から地元紙に圧力があったという証言がある。ラジオのニュースは政府広報のように官房長官（増田甲子七、もと官選・福島県知事）の「思想的背景がある」との発言を反復した。この年は7月5日に下山国鉄総裁轢死事件、15日に三鷹電車暴走事件、8月17日、松川事件と瞬く間に3大事件が起こったのであった。3年後、作家広津和郎らの尽力で雑誌メディアから次第に事実を追求するようになった。仙台に住む作家、故日向康は執拗に裁判での「事実の認定」とはなにか追求し、メディアに教訓を与えた。このほか、松本清張はじめ作家や個人ジャーナリストの役割は大きい。私は「政治冤罪」という概念を考え、上下権力者のその後を調べた。一方、真犯人の追及ははかどらないが、記者OB、個人ジャーナリストというべき人らの健筆が目立つ。犯行動機として米軍謀略のほか、満州・中国帰りの、敗戦で資産を失った集団の反共。反ソ意識も侮れないことがわかる。

【得られた知見】 強大な政府筋の喧伝の嵐に、メディアはどう対応すべきか、現代なお冤罪は起こされ、テレビ時代に一方的なパッシングが横行する。9.11「同時多発テロ」事件についてもアメリカでは消費者運動家ラルフ・ネーダー初め、政府調査を疑う人が半数近い。

特に、地方でまともに権力の圧力を受ける場合、地域メディアは自己防衛を考えておくべきであろう。松川事件からいえることは、地域の市民、知識人、労働組合と連携すること、ついで全国のメディア、多メディアとの共同であろう。それぞれのメディアの50年史、100年史のなかでの自己確認が求められる。

一方、権力側は当時の福島の検事2名は検事総長に、警察の責任者は警察庁長官に栄進し、1審裁判長も「出世」し、刑事2名は表彰され、退職後はそれぞれ地方紙の販売店主と生活を保障された。幹部の栄進は「権力の開き直り」ともいわれる。

本年始まる裁判員制度の時代に、松川事件の問題点、日向康の提起した「事実の認定」と物と人との間の「技術」について、意外に裁判官も素人も認定力に差がないこと教える。

「事実の認定」こそメディア記者、編集者、さらに研究者の必須分野というべきだろう。

この松川・公正裁判要求運動と原水爆禁止運動は1950年代の市民運動の草分けといえ、この裁判員制度も市民運動の背景がないと有罪率99%の刑事裁判に協力させられるだけだと思われる。裁判員制度は当該裁判員だけでなくメディアと市民の力も問われていると見るがどうだろうか。

60年前の露骨な「政治冤罪」が今後起こらない保証はない。

ここに記者、研究者の新たな役割と責務があろう。

米大統領選の「オバマ寄り報道」を検証する

——Project for Excellence in Journalism のニュース内容分析をもとにした考察

奥村 信幸 (立命館大学)

【キーワード】 ニュース、ジャーナリズム、政治とメディア、内容分析、米大統領選挙

【研究の目的】 • ニュースの「偏り」の議論をする際には、いかに「感覚的な」議論を廃するかが課題となる。メディアから「私たちはバランスをとってやっています」という反論が返って来るのが常であり、議論の共通の基盤がづくりにくい環境を克服する必要がある。

• また、単一の新聞やテレビの番組では、ニュースの項目のバランスにそれなりの配慮が払われているものの、すべてのメディアから発信されて社会に流通するニュースの総量は誰も把握していないのが実情であり、時としてひとつの事件が集中豪雨的に伝えられるという事態を生みやすい。

• 上記のような問題を克服するべく、米国のメディアから発信されるニュースの内容を総合的に把握する試みを始めた PEJ(Project for Excellence in Journalism: 卓越したジャーナリズムのためのプロジェクト)の理念と方法論の一端を紹介し、より客観的なニュース分析についての議論に資することを希望している。

【研究の方法】 以下の3つの作業を並行して行った

- PEJ の2つのニュース分析プロジェクトの理解(週毎の結果の「定点観測」)
 - 「ニュース報道の指標」(News Coverage Index)
 - 「選挙戦報道の指標」(Campaign Coverage Index)
- PEJ スタッフ(ローゼンステール所長ら)との定期的な意見交換
- 分析結果をもとにしたワシントンDCのジャーナリストとの意見交換

【得られた知見】 ニュースに「公共性」があるか、読者や視聴者が必要な情報を伝えているかどうかを検証するにあたり、その内容が「どのくらい偏っているか(いないか)」を客観的に理解することが不可欠になるが、従来から得てきて感覚的な議論に陥ることがジレンマとなってきた。米国の NGO である PEJ(Project for Excellence in Journalism: 卓越したジャーナリズムのためのプロジェクト)ではそれを克服するためニュースの偏りを客観的にデータ化し、それを一般の人たちにもわかりやすい形で示す試みを約2年にわたり行ってきた。

本発表では特に 2008 年秋のアメリカ大統領選の選挙戦についてのニュース内容分析の成果(CCI: Campaign Coverage Index 「選挙戦報道の指標」と呼ばれる報告書)を中心に議論を展開し、その結果得られた報道の「偏り」が生まれた背景やメディアの問題点、方法論の妥当性や日本のニ

ユースに対する導入の可能性などについて検討していきたい。

①**方法論**：「社会に流通するニュースの総量」を実態に近い形で、しかも週間レポートを発行するというスピードをもって分析するため、「コーダー」と呼ばれる14人のスタッフが5セクター（新聞・地上波テレビ・ケーブルテレビ・ラジオ・ウェブニュース）の中から48種類のメディアサンプルを選んで分析を行った。特に注目したのは「トピック」（大統領選のどのような問題を取り扱ったか）や「論調（トーン）」（例えばオバマ氏に「肯定的」、「中立的」、「批判的」）であり、さらにその伝え方（情報源の数、テレビなら記者レポートや中継などが使われたかなどの形式）などについても対象とした。

②**米大統領選の分析から得られた結果**：本発表では投票日に至る約6週間の選挙戦大詰めの期間を中心に分析結果を見ていきたい。この期間オバマ氏とマケイン氏のニュースのボリュームはほぼ同じであった。しかしマケイン氏のニュースの6割近くが否定的なトーンだったのに対し、オバマ氏のニュースの7割は肯定的・あるいは中立的であり差が露骨な形で現れたのである。

③**分析から得られた問題点**：この期間に報道されたニュースのトピックを見てみると政策や大統領に相応しい業績を積んできたかの検証よりも「競馬の実況放送」と呼ばれる連日のように行われる世論調査に基づいた注目選挙区の勝敗予想のニュースが圧倒的に多かったという特徴が現れた。選挙戦のスタート時点からメディアは概してオバマ氏に好意的であり、計算されたウェブや携帯のメッセージを利用した「草の根」戦略に若者を中心に多くの人が反応したことがメディアの注目を集めたこともオバマ氏にプラス効果となった。

④**今後の展望**：多種多様な世論調査機関が活発にデータを供給する風潮が定着している米国の現状では、この種の報道が大量に伝えられるというトレンドは容易に変革し難いのも現実である。しかし、このような形で「伝えられていないニュースがある」とか「これは明らかにやりすぎと言えないか」という主張を裏付ける形で、しかも選挙期間中にタイムリーな形でデータがもたらされたことは画期的であり、未だ少数ではあるがメディアの中に配慮を見せる動きも見られた。

< D会場 > 個人研究発表

ミュージアムコミュニケーション論の系譜 ——ミュージアムスタディーズにおけるメディア研究の受容と展開

光 岡 寿 郎 (東京大学大学院 院生)

【キーワード】 イギリス、ミュージアム、マクルーハニズム、アイリーン・フーパーグリーンヒル、メディア消費

【研究の目的】 ミュージアムを通じて私たちがコミュニケーション活動を行っているという事実は日常的な感覚としては理解できるものの、従来ミュージアムがメディア研究の対象となることは稀だった。ところが、1980年代後半になると、イギリスのミュージアムスタディーズ(以降MS)において、ミュージアムをメディアとして概念化する研究が注目を集めるようになる。とりわけ、MSの第一人者アイリーン・フーパーグリーンヒル(Eileen Hooper-Greenhill)が主導した1990年代のミュージアムコミュニケーション論は、ミュージアムとマスメディアとの共通点を指摘し、メディア研究からは「能動的な来館者(active audience)」概念を援用して、1970年代にMSに定着した行動主義的なコミュニケーションモデルを批判していく。しかしながら、上述の議論は二つの課題を抱えていた。まず、そこでは1970年代の議論がMSにおけるコミュニケーション論の限界として批判されるわけだが、そもそも1970年代に至る過程に存在していたミュージアムにおける多様なコミュニケーションの可能態を描く必要性を捨象した点。また一方で、自身が援用した概念が成立したメディア研究における文脈を十分に考慮しなかったことで、異なる文脈を持つミュージアムにおける実証研究への適用の有効性を十分に示しえなかったという点である。そこで、当研究は、以上のようにまだ検討が不十分なミュージアムにおけるメディア研究の受容と展開の一端を明らかにすることで、現在もその重要性を増すミュージアムのメディア研究の基盤を整備し、今後のメディア研究、MS両者への展開のため方法論的枠組みの設定へと寄与することを目指す。

【研究の方法】 1950年代後半から1990年代に至るまでの、イギリス・アメリカにおいてミュージアムコミュニケーションに言及した文献の分析を基礎とする。具体的には、アメリカの『Curator』、『Museum News』、またイギリスの『Museum Journal』といった主要なミュージアム関係の雑誌・学術誌、及びミュージアムにおけるコミュニケーションを対象とした著作を対象とする。直接タイトルに「コミュニケーション」を含む文献だけではなく、ミュージアムにおけるテレビやコンピュータの利用、展示デザインなど、当研究に関連すると想定される文献を幅広く検討の対象とした。と

りわけ、各文献に表れるコミュニケーション観、及びその変化に注目した。

【得られた知見】 まず、1960年代のミュージアムにおけるコミュニケーション観が、マーシャル・マクルーハン(Marshall McLuhan)の影響を少なからず受けていたという点が挙げられる。この影響は、メディア研究と同様にトロント、とりわけ王立オンタリオ博物館(Royal Ontario Museum)を中心に北米全般の研究者に広がっていた。彼らは、電子メディアとの日々の接触、とりわけテレビの一般家庭への普及が、メディア受容の際に動員される私たちの身体感覚に変化を促すと考え、ミュージアムにおけるコミュニケーションもまた、従来の視覚に基づくテキストメディアの直線的で一方通行のコミュニケーションとは異なる形式を反映すべきだと感じていた。とりわけ、MSにおけるマクルーハンの最大の理解者である展示デザイナーのハーレイ・パーカー(Harley Parker)は、個々の文化が持つ固有の感覚のパターン(比率や相互作用)を展示空間に再現する必要性を指摘していた。

二つ目に、イギリスのメディア研究者、ロジャー・シルバーストーン(Roger Silverstone)のミュージアム論の重要性である。1980年代にロンドンのサイエンスミュージアムの展示リニューアルに携わっていたシルバーストーンは、1980年代後半以降フーパーグリーンヒルとは異なる視点からミュージアムというメディアの概念化を図っている。フーパーグリーンヒルは確かにMSでは初めてメッセージの受け手である来館者の能動性を指摘したが、一方でその送り手であるミュージアムというメディアに関しては、パーソナルコミュニケーションとマスコミュニケーションの特性を併せ持つという、比較的単純な理解に留まっていた。しかし、シルバーストーンはミュージアムというメディアの特徴を、メディアの形式やナラティブの生成過程といった幾つかの水準で検討していた。とりわけメディアの形式に関しては、動員される感覚の複数性、メッセージの受容過程の重層性、そしてミュージアムに配置されたメディア・テクノロジーの重層性という3つの視点を提出している。このミュージアムの形式への関心は、アメリカのメディア研究者アンナ・マッカーシー(Anna McCarthy)が指摘する「サイトスペシフィック(site specific)」なメディア消費と問題意識を共有しており、現在のメディア研究に対しても有益な示唆だと考えられる。

グローバル・メディアスケープと「想像の共同体」 ——1980年代のケルト・ブームを事例としたイギリスの再編制

加藤 昌 弘 (立命館大学大学院 院生)

【キーワード】メディア史、イギリス、ケルト、ネイション、グローバリゼーション

【研究の目的】本研究は、現代のグローバル・メディアスケープの中で、ネイションが新しい共同体として再編制されている過程を明らかにすることを目指している。

ベネディクト・アンダーソンの「想像の共同体」に代表される近代主義的なアプローチは、ネイション研究において広く受け入れられており、なかでもメディアとネイション形成のあいだの密接な関係の議論はよく知られている。さらに近年、『マス・コミュニケーション研究』誌上においては、そうした近代主義的なネイション論の再検討と再評価を目指す諸論考が発表されている。それらは、ネイションを乗り越えるべきものとして捉えがちであった過去の研究に批判的であり、単純にネイションがメディアのグローバル化によって解体されるとは考えていない。依然としてネイションが重要な役割を果たしているとする考え方は、現代におけるナショナリズムやネイションへの「回帰」的な現象を分析する上で、極めて有効な視点を提供していると考えられる。

本研究は、1980年代以降のグローバルなケルト・ブームに起因する「イギリス」の再編制の過程を明らかにすることによって、近年のメディアとネイションをめぐる理論的な再検討に対し、実証的見地から寄与しようとするものである。

【研究の方法】1980年代以降、グローバル・メディアスケープの中でどのように「ケルト」という文化と民族が注目され、ブームと呼びうる状況を生み出していったのかを検討する。

そして、そういったケルトへの新たなイメージが、当時のイギリスにおいてどのように受容され、ナショナル・メディアを通じて再提示されていったのかを示すために、BBCで1987年に放送されたドキュメンタリー・シリーズ『ケルト人』を取り上げる。また、その番組が当時のケルトに対する関心のあり方をよく示し、かつ世界的なケルトのイメージの形成に影響を与えていったことに注目する。メディア史的な視点から、1980年代を画期とした「イギリス」のナショナルなイメージの変容を明らかにしていく。

【得られた知見】分析の結果、メディアを通じて示されたケルトのイメージは、19世紀以降のイギリスで受け入れられてきたケルトのイメージとは決定的に異なっていることがわかった。しかもそこには共同体の空間と時間に関する二つの特徴的なメタファーが含まれており、それらは現代におけるネイションの変容のあり方をよく示している。

長い時間をかけてヨーロッパ大陸からイギリスを經由し、さらにはアメリカ大陸まで辿り着いたという「放浪の民」としてのケルトのイメージは、ネイションが定住する集団ではなく、移動する集団でもありうることをあらわすものであった。さらに、「劣った野蛮人」としてではなく「知的な文明人」としてケルト人が描かれたことで、イギリスの歴史が書き直されていききっかけになった。これはネイションの時間が、アンダーソンの言う直線的な「均質で空虚な時間」から、多元的なものへと変わっていったことを示すものである。

このようにして、グローバル・メディアスケープの中でネイションは、近代の「想像の共同体」とは質的に異なる共同体として再編制されている。

近代における皇族報道メディアの成立——『皇族画報』の成立と意義

青 木 淳 子（東京大学大学院）

【キーワード】 御真影、検閲、皇族妃、肖像写真、御写真帖

【研究の目的】 雑誌『皇族画報』の成立の過程を学術的に検証し、内容を明らかにする。そして近代における皇族報道メディアとしての、その存在意義を考察する。

【研究の方法】 現存する『皇族画報』及び、当時の新聞雑誌記事や書誌情報に関連する書籍の情報を基に『皇族画報』について資料としての基本情報を明確にし、その発行の経緯、編集方針を歴史的資料から実証的に読み解いた。さらに、『皇族画報』の記事における特異性を明らかにするために、『皇族画報』に掲載された記事の検証をし、また当時の他の雑誌記事との比較をもとに、社会的視点で考察した。

【得られた知見】 『皇族画報』の成立と存在の意義として以下3つの知見が得られた。

1) 『皇族画報』はそれまで一般に可視化されていなかった、天皇、皇后、皇族の姿を庶民に提示した画期的な雑誌であった。

明治維新以降、御真影が教育勅語とともに全国の教育機関に下賜され、それを拝することで天皇を神あるいは大元帥として仰ぐ国民国家が形成されてきた。御真影というメディアによって、天皇・皇后の姿、イメージが伝達された。しかし御真影の図像は売買が禁止され、一般に図版として流通することは禁じられた。明治時代初期、実際にそれを目にできるのは一部の限られた場合であり、限られた人々のみであった。しかし当時の天皇・皇后をはじめとした皇族の写真は正式な手続きを経て「御貸下」され、明治末期の雑誌『皇族画報』に掲載されたのである。

内務省による検閲を経ながら、そこには宮内省によって「御貸下」された写真が掲載された。雑誌『皇族画報』の誌面からは、当時、皇族イメージの伝達のためにある意味国家が雑誌というメディアを利用した、という図式を読み取ることができる。

そしてこの画期的な雑誌はこの後、『御写真帖』という皇族が掲載された写真集の発行を可能にした。

2) 『皇族画報』に掲載された各宮の「殿下」・「妃殿下」の洋装姿、各宮家の皇族邸（洋館）が読者に、日本社会の西洋化＝近代化を印象付けた。

明治 19 年、伊藤博文首相兼宮内大臣から皇室皇族の婦人達への洋装着用が内達され、翌年「皇后の詔」という形で、宮中での正式な儀式に於いては祭祀の場合を除き洋装と発表された。『皇族画報』にはヨーロッパの宮廷服に倣ったマント・ド・クール（大礼服）やローブ・デコルテ（夜会服）を着用し、ティアラ（王冠）を戴いた洋装の「妃殿下」の肖像写真が掲載された。皇族令により軍人になることが規定されていた男子皇族は、ヨーロッパの国に倣った軍服に身を包み、勲章を佩用した姿であった。

それら肖像写真の他に、北白川宮邸、朝香宮邸に代表される洋館の皇族邸は、皇族のライフスタイルが洋式であるかのような印象を読者に与えた。

それは日露戦争で戦勝国となり「一等国」の仲間入りをした、という日本のグローバルな印象を植え付けるものでもあった。

3) 『皇族画報』には「殿下」と対で必ず、「妃殿下」の肖像写真が掲載された。そこには御真影の明治天皇・美子皇后に代表される、一夫一婦制の考えが踏襲され、近代的家族制度が提示されている。皇族夫妻の肖像写真の後には、各宮家の「王子・王女」つまり子供達の写真も続いて掲載されていた。そこには皇族「一家」が提示されたわけである。

そしてさらに、巻頭頁に御真影として掲載された天皇・皇后が、近代国家という一家を構成するヒエラルヒーの頂点に立つ父と母という存在であることを、その本を開くとき「拝した」という庶民に印象づけるものでもあった。

シンポジウム

シンポジウム 1

「昭和」の記憶と世論／輿論

司会者：黒田 勇（関西大学）
問題提起者：山本 武利（早稲田大学）
佐藤 卓己（京都大学大学院）
野上 元（筑波大学大学院）
討論者：土屋 礼子（大阪市立大学大学院）
北田 暁大（東京大学大学院）

すでに終戦後 60 年以上が経過し、戦後を歴史として振り返るべき時期にきている。昨今の「昭和」懐古ブームも、そのひとつのあらわれかもしれない。だが、ノスタルジックな「昭和」イメージが紡がれ、心地よく過去を追憶するなかで、ある記憶は忘却され、ある記憶は意図的に選択されている。そして、そのことは、何も現在に限ることではあるまい。

この 60 余年のあいだ、「戦争の後」である戦後において、いかなる記憶が選び取られ、いかなる記憶が切り捨てられたのか。このシンポジウムでは、「戦」後の世論（輿論）史や戦争の記憶の変容に焦点を当てながら、「戦後」「昭和」の語りのポリティクスについて、討議したい。

そこではまず、山本武利会員、佐藤卓己会員、野上元会員に問題提起をしていただく。山本会員は、近代以降のメディア史・ジャーナリズム史研究とともに、『占領期雑誌資料大系 大衆文化編』（全 5 巻）の編纂を進めるなど、20 世紀の大衆文化史の再検討を進めている。佐藤会員は、昨年が発刊された『輿論と世論—日本的民意の系譜』（新潮選書）のなかで、戦時期から現代までの「民意」を世論 popular sentiments と輿論 public opinion の観点から分析し、その力学とポリティクスについて考察している。野上会員は『戦争体験の戦後史』（2006 年）をはじめとする著書・論文のなかで、戦後社会における戦争体験の語りについて、考察している。三氏には、それらもふまえていただきながら、戦争あるいは戦後の議論のあり方について、報告していただく。

以上の議論に対し、メディア史研究の立場から土屋礼子会員に、大衆文化論の立場から北田暁大会員に、討論者として、意見を出していただく。

最後に、フロアからの質疑を受け、登壇者が応答するなかで、「戦後」「昭和」を語るなかでの問題点や可能性について、議論を深めたい。

シンポジウム 2

ジャーナリズム教育の今日的展開の可能性と課題

司会者：田村紀雄（東京経済大学）
問題提起者：大井眞二（日本大学）
瀬川至朗（早稲田大学）
五十嵐浩司（朝日新聞社）
討論者：野中章弘（アジアプレス／立教大学）
林香里（東京大学大学院）

「ジャーナリズム教育が、日本でこれほど注目されるようになったのは、かつてないことである」と田村紀雄氏が『ジャーナリズムを学ぶ人のために』の中で述べたのは 2004 年のことである。それから 5 年ほどの時間が流れるなかで、ジャーナリズム教育の必要性がますます強く認識されるようになってきている。その背景には、「ジャーナリズムの解体」「ジャーナリズムの死」といったタイトルを冠した書籍が多数出版されていることに示されているように、日本のジャーナリズム活動が精緻な調査に裏打ちされた分析力や政治権力への批判力を低下させていることに対する強い懸念や危機意識がある。また、メディアの発達と多様化の中で、ジャーナリズム活動のカバーすべき範囲が、新聞、雑誌、テレビに加えて、フォトジャーナリズム、サイバージャーナリズムへと拡大していること、ジャーナリストの仕事や職種もスポーツジャーナリスト、文芸ジャーナリスト、環境ジャーナリストなど多様化する一方で、組織ジャーナリズムとは異なるフリージャーナリストが活躍できる環境も拡大していることなど、ジャーナリズム活動とその機関を取り巻く経済・社会的な構造的変化の下で、より質の高いジャーナリズム活動への期待が膨らんでいることも見逃すことはできない。

こうした危機意識や期待が相互に入り混じるなか、既存のメディア企業でも、そして大学組織でも、オン・ザ・ジョブ方式に代わる、体系的・専門的なジャーナリスト教育を指向するプログラムが走り始めている。朝日新聞社における「ジャーナリスト学校」の設立や早稲田大学大学院における「スクール・オブ・ジャーナリズム」の開講をその代表例として挙げることができるが、そのほかにも、新設予定の日本大学大学院「新聞学研究科」や慶應義塾大学大学院「ジャーナリズム専修コース」、東京大学大学院情報学環やNHKにおけるジャーナリズム研究なども、現在のメディア環境のなかでジャーナリスト教育の緊要性を認識した取り組みとして位置づけることができよう。さらに本学会でも、ジャーナリズム教育部会があらたに組織されたことも特筆されることがらと言える。

本シンポジウムは、こうした中で、すでに走り始めているプログラムを検証しながら、ジャーナリズム教育の具体的な課題や問題、ジャーナリズム機関とアカデミック組織との連携の必要性とあり方、海外のジャーナリズム教育の現状と海外との連携など、今後のジャーナリズム活動を担う人材育成のために何が必要かを論議する。

ワークショップ

ワークショップ1

マンガ研究とマス・コミュニケーション研究 ——マンガの読者論の考察を手がかりに

司会者：茨木正治（東京情報大学）

問題提起者：池上賢（立教大学大学院 院生）

討論者：雑賀忠宏（神戸大学大学院 院生）

（企画：茨木正治会員）

【キーワード】 マンガ研究、読者論、オーディエンス研究、現実の構成、文化労働

本ワークショップでは、マンガ研究における読者論の現状を明らかにすることで、マス・コミュニケーション研究（以下マスコミ研究と略記）のオーディエンス論との接点を求めようとするを目的としている。

マンガ研究をマスコミ研究の枠組みでとらえようとする試みは、すでに本学会ワークショップにおいて2度（2006年度春季研究発表会、2006年度秋季研究発表会）行われている。2006年度では、マンガに関するマスコミ研究者の「閾値」を試すことを狙いとして、参加者のマンガおよびマンガ研究に関する自由な意見を募った。その結果、以下の2つの点が示された。

第一にマンガ研究とマスコミ研究の多様性に鑑み、時代、メディア形態、マンガ表象に特化させた研究の論点をテーマに考察することが示唆された。それを受けて、2007年度では、メディア形態（新聞マンガ）に特化した考察に見られる論点を検討した。

第2点として、「マンガの受け手」としての読者の存在がマンガ研究では、明確にされていないことが指摘された。マスコミ研究においては、2006年度以降の大会のワークショップに限定しても、06年度春季に「オーディエンスとその生活の誕生」、08年度春季に「ジャーナリズムにおけるオーディエンス（読者・視聴者）の位置」、08年度秋季には、「報道の自由をめぐる公益性とオーディエンスの相克」、「ジャーナリズムはオーディエンスの変容にどう応えるか」、「放送アーカイブとオーディエンスの関係を考える」と、5つの企画が実施されている。

本ワークショップは、この06年度のワークショップの第二の提言を受けて企画するものである。画像と文字の複合メディアであるマンガについても、読者（アニメーションやコンピュータ画像

においては視聴者)に関する研究は、「受け手」像の変容を想定するまでもなく急務である。マンガ読者が既に雑誌マンガを購読しなくなっていることはよく知られている。パソコンや携帯における画像としてのマンガおよびアニメーションの影響がマンガ読者にどのような影響を及ぼすのか、また、新しいメディアによるマンガの読者にはかえって一コママンガ(カートゥーン)のような形態が適するのではないかと、といった問いがなされている。それ以前に、マンガ読者とはいったいどういった存在だったのか、ことに少年マンガ雑誌の週刊化がされた1950年代末以降、十分な読者層の把握がされていたとはいいがたい。

本ワークショップでは、こうした問題意識をもとに、社会学研究者でもありマンガ研究者でもある二人の問題提起者・討論者に、マンガ研究の読者像について異なった視点から語っていただく。

まず最初に、立教大学大学院の池上賢氏は、マンガ経験を社会学の視点からとらえることを主張する。マンガ読者を包括的に捕らえることの難しさを、読者自体の細分化や読みの多様性といった点から明らかにする。社会学の先行研究から、マンガが現実解釈の枠組みとなり、その点で読者のあいだに共有されるものを形成しやすいことを示す。そこから、マンガを通じての社制的文脈への関与を質的調査によって分析することで、オーディエンス研究との接点を求めていく。

次に、討論者として、神戸大学大学院の雑賀忠宏氏に、送り手としてのマンガ家が、個人的表現と社会的労働という二つの位相が交錯するてんである「文化労働」として、マンガ家を捉え、その矛盾と困難を語る。そうした、「文化労働」の所産として構築されたマンガを読む読者もその「文化労働」の連関に組み込まれていることを指摘する。そうした点で、マンガを読むという行為が包括的に捉えられるのではないかと問いかけをする。

ワークショップ2

取材源の秘匿と知る権利

司会者：丸山重威(関東学院大学)

問題提起者：石坂悦男(法政大学)

(企画：石坂悦男会員)

【キーワード】取材源秘匿、知る権利、取材対象者の人権、職業倫理、メディア規制

この数年、マスメディアの取材・報道における情報源の秘匿が新たに問題となっている。司法判断も多様である。米国企業の日本法人が所得隠しをしたとする報道に絡み、記者の取材源秘匿、証

言拒否をめぐる、裁判所の判断が分かれた。取材の自由、情報源の秘匿、証言拒否に関しては、これまで朝日新聞記者証言拒絶事件、北海タイムズ事件、博多駅事件フィルム提出命令事件、北海道新聞記者証言拒絶事件などが惹起され、そのつど論議された重要な問題であるが、近年この問題には、マスメディアの取材・報道のあり方に深くかかわる新たな要素が加わっている。事は記者・ジャーナリストの職業倫理の問題でもあるが、それだけにとどまらない。そのひとつは、記者等の情報源の秘匿を直接問題にする代わりに、記者等の取材対象(情報提供者)を情報漏洩で逮捕する、いわば情報源を規制するケースが発生していることである。奈良県の放火殺人事件をめぐる少年の供述調書を引用した本が出版されたことで、鑑定医が供述調書などをライターに漏らしたかどで逮捕されたケース(奈良・調書漏出裁判)、また、自衛隊の幹部が読売新聞記者に防衛秘密を漏らしたという疑いで、記事に関して取材源を特定するための捜査が行われ、自衛官が初めて懲戒処分となったケースなどに見られるのは、記者等の側は取調べを受けていないで、人々(取材対象者)がマスメディア、記者、ジャーナリストの取材に必要な以上に警戒し容易に応じなくなるという雰囲気(萎縮効果)が蔓延し、その結果、取材・報道を著しく困難にさせる状況が作りだされたことである。

後者の場合、その事件の背後には、何が「防衛秘密」なのか、その基準があいまいで、防衛関係の情報が国民にきちんと開示されていないという事情がある。これには、日本が日米同盟の強化、有事体制づくりに向うなかで、日米間の軍事情報共有化が急速に進み(GSOMIAの締結)、政府がさらに機密保全に走る、それとのかかわりにおいて取材・報道の自由が制約される度合いが増していることと関係している。マスメディア、ジャーナリストが日々取材しているのは、外交や防衛など政府の抱える秘密(国民の目に触れさせたくないこと)に迫ることにほかならない。マスメディア、ジャーナリストの情報源の秘匿は、いかなる場合にも堅持されるべきだという見解もあり、他方、記事や情報の信頼性を担保するために情報源の開示は必要であるという見解もある。2006年の最高裁決定も報道の公益性を評価したが、情報源の無条件の保護が認められたものではない。また、マスメディア、ジャーナリストの情報源の秘匿・証言拒否の権利の法的保護(アメリカのシールド法)をめぐるても意見が分かれている。

アメリカでもこの問題は、1971年のNYTの国防総省秘密文書報道後、1972年(ブランズバーク事件最高裁判決)以降大きな変化を経ずにきたが、イラク戦争にかかわる取材源の秘匿に絡んで記者の証言拒否、収監が相次いだことを契機に、記者の情報源秘匿権を連邦法で規定し保障するよう求める動きが起り、連邦シールド法の立法の動きも活発になった。取材源に関する証言拒絶などを認めるシールド法案を2007年10月上院司法委員会が可決した(下院では8月に司法委を通過)。

米報道機関はシールド法案を支持したが、保護の対象、記者・ジャーナリストの定義(規定) (フリーランサーやブロガーらも含まれるのか否かなどなど)、そもそも記者を定義することの是非、適用除外の範囲の問題(安全保障に関する例外を定めることの是非等)、連邦憲法修正第一との関係など、論議すべきことが多く決着がついていない。この際、アメリカにおけるこの問題の経緯と論点を(新聞記者にかかわるガーランド事件、ブラズバーク事件、CBSにかかわるカスパートソン事件、合衆国対スミス事件、ゴンザレス対NBC事件、ミラー対州上位裁判所事件、雑誌社にかかわるバーグ事件などを手がかりに)整理することも、現下の日本における同種の問題を考える上で有益であろう。

マスメディア、ジャーナリストの情報源秘匿・証言拒否をめぐる問題は、民主主義社会を支える知る権利にマスメディアが如何に応えうるかという重大な問題であり、広く政府情報の公開のあり方とも関連させ、現代日本の民主主義の課題と不可分に論じられるべきである。

ワークショップ3

ブラックアウトと嘲笑——テロ抑止をめざす、臨床メディア試論

司会者：岩本一善(神戸山手短期大学)
問題提起者：前田益尚(近畿大学)
討論者：倉橋耕平(関西大学大学院 院生)
(企画：前田益尚会員)

【キーワード】テロ報道、メディアの大義、処方箋

挑発的なテーマ設定だが、ワークショップならではの思考実験として、建設的な「極論」を提起してみたいと考えている。

近年増発傾向にあるテロリズム、凶悪犯罪、社会問題に対し、「理解よりも解決策としてマス・メディアはいかなる態度をとるべきか」、これが本ワークショップの上位の問いである。そして、これに対して下位の問いとなる、ではメディアはそのために具体的にどのような対案をとり得る、あるいは取るべきなのかという点について、参加者との思考実験的議論を行なうことが、今回のワークショップにおける主たるテーマである。

テーマ提案者の考えでは、この目標に対しては、2つの側面が見出されることになると思われる。

こうした議論は、対案を提出するという点において、非常に実践的なものになることであろう。そうすれば、提起された対案を法律などによって制度化してもなお、多くの人に如何ともしがたいわだかまりが残るであろうことが容易に想定される。またそれにともない議論の内容は、非常に理論的なものになることであろう。しかしこれらの瑕疵は同時に、実務を行う参加者、理論を担う参加者双方に対して開かれた議論の場を提供する機会になるかと思われる。

具体的にいかなる対案（対抗策）が考えられるのか。ここでは、以下の2点を例として扱ってみたい。

★内容・文脈：テロリストのやり甲斐を殺ぐ（削ぐ）ための処方箋。

★提案・対案：組織テロには、報道封殺（*1）を、個人のテロは、あざ笑え（*2）！

（*1）：当該事件は、一切伝えない。全くニュースや記事にしない。

（*2）：プライベートから過去まで論じ、徹底的に批判する。

1. ブラックアウト（対集団）

「表現の自由」を最高法規が保証するなら、言葉（言語）だけではなく、暴力であっても良いのではないか、というテロリズムの極論を封じるために、メディアは如何に対処すべきなのか。例えば、9.11 テロ以前、無名のビンラディンが話す言葉に対して、誰が聞く耳を持ち合わせていたのだろうか？ テロの首謀者ビンラディンの言葉であるからこそ全世界が聞き、全世界のメディアが流したのである。

これに対しマス・メディアがなしうる対案（対抗策）の1つに、テロ自体のニュースをブラックアウト（報道封殺）することが考えられる。つまり、全世界が当該のニュースに対して聞く耳を持たなくすることである。テロは無駄だと、周知徹底させること。それが、メディアの大義ではないだろうか（これに対する批判への再批判は、当日に詳細を報告する）。

2. 嘲笑（対個人）

無差別殺傷事件を止めるために、マス・メディアが取るべき態度は、それを社会的な問題に還元し、犯人の心の内を深読みし、社会の犠牲者扱いをすることもなければ、それによって英雄視される理解の回路をつくることでもない。蔑むこと、嘲ることである。それによって、模倣犯のやり甲斐は削がれ、連鎖を止める契機を作り出せるのではないか（こちらと同じく、当日に詳細を報告する）。

こうしたオルタナティブ（処方箋）を挙げることによって、おのずと別のオルタナティブの出現

を許してしまう。すなわち、批判・反論がすぐさま提出されることだろう。当然、それは学術的には好ましいこと、あるいは普遍性のあることとは言えない。しかし、このオルタナティブに対するオルタナティブの喚起こそ、本ワークショップの狙いである。よって、問題提起への批判・批評者には、すべて対案を求めたい。そうした議論を通し、最終的には、実践的—理論的な両側面の〈間〉で、現在の画一化するメディア報道の相対化を模索するワークショップを展開したい。

ワークショップ4

戦争とジャーナリズム——新聞社による自己検証とメディア史研究の視点

司 会 者：亘 英太郎（奈良産業大学）

問題提起者：今 西 光 男（元朝日新聞社）

討 論 者：福 間 良 明（立命館大学）

（企画：メディア史研究部会）

【キーワード】戦争ジャーナリズム、新聞の戦争責任、メディアとナショナリズム、記憶とメディア

戦後 60 年余を経て新聞ジャーナリズムの世界ではこの数年、戦前・戦中・戦後の報道を自ら検証し、あるいは新聞を含む戦争責任を問い直す試みが続いている。朝日新聞による『新聞と戦争』シリーズの展開、読売新聞による『検証 戦争責任』企画、毎日新聞による『戦争とメディア』『平和をたずねて』シリーズの継続などである。

一方で、イラク戦争報道に見られるように「ジャーナリズムと戦争」「メディアと国益」は、報道倫理でもメディア史でも優れて今日的な研究テーマでもある。

では、アクチュアルな報道を最重視してきた新聞社が自ら歴史と向き合うことで何が見えてきたのか。さらには、こうした歴史報道によりメディアが戦争報道に取り組む姿勢は変わったのか。それらのことをジャーナリズムの現場とメディア史研究、双方の視点から論議する必要がある。

このワークショップでは、まずジャーナリストの側から今西光男会員が問題提起を行う。今西会員は朝日新聞在職中に同社総合研究本部（現・ジャーナリスト学校）の主任研究員として取り組んだ業績を核に『新聞 資本と経営の昭和史 朝日新聞筆政・緒方竹虎の苦悩』（2007 年 6 月朝日新聞社）、『占領期の朝日新聞と戦争責任 村山長挙と緒方竹虎』（2008 年 3 月朝日新聞社）を著した。紙面における『新聞と戦争』シリーズと並んで、同新聞社による自己検証作業の重要な一翼を担っ

たとも言えるこの取り組みの要点を紹介し、その仕事を通じて今西会員が得た「ジャーナリズムと国家の関係」「資本と経営と編集の問題」などメディアとしての教訓について報告する。また、歴史に向き合う際の新聞社や記者個人のスタンス、歴史から学ぶ現代のジャーナリズム変革の必要性、メディア史研究の意味などについて問題提起する。

研究者の側からは、福間良明会員が討論を行う。福間会員は、「特攻」「ひめゆりの塔」「被爆」など活字化・文学化・映画化・漫画化された戦争体験や戦争の語り、記憶を素材に、「戦争と記憶とメディア」をめぐる問題分析を多くの著作や論文で続け、今春3月には『「戦争体験」の戦後史——世代・教養・イデオロギー』（中公新書）を著した。

それらの要点を紹介した上で、研究者の立場として現在の新聞社による各種自己検証から得られるものは何かあるいは問題点は何かを指摘し、新聞社の取り組みがメディア史研究の視点とどう重なり、どうずれているのかを議論する。

「戦争報道や戦争責任の検証」は、これまで繰り返し本学会の各種研究会で取り上げられ、さまざまな側面から論議が重ねられてきた。本春季研究発表会のシンポジウムでも「昭和の記憶」が論じられる。本ワークショップはこれらの成果を踏まえて企画された。会場での参加者を交えた論議を通じ、「歴史と向き合う」という言葉を抽象化せず、今日の戦争報道に取り組むジャーナリズムの姿勢を問い、さらに一歩踏み出して「平和をつくるジャーナリズム」への可能性を探りたい。

ワークショップ5

スポーツジャーナリズムとブログジャーナリズムの交錯による新たなスポーツ “公共圏”の可能性を考える

司会者：音好宏（上智大学）

問題提起者：中小路徹（朝日新聞社）

討論者：生駒義博（関西大学大学院 院生）

（企画：マルチメディア研究部会）

【キーワード】メディアスポーツ、公共圏、ブログジャーナリズム

現在メディアスポーツのグローバルな拡大の中で、旧来のテレビや新聞によるスポーツ報道、またはスポーツジャーナリズムは、量的にも質的にも限界にきている。一部のメディアは、詳細な報

道について、そのスペースをウェブ上に求めるなどしているが、一方で、スポーツファンたちはすでにウェブ上で自主的にブログを作成、そこに多くの愛好者たちや「サポーター」たちが参集し、議論の場を形成している。さらに、商業メディアではカバーされない「マイナースポーツ」の愛好者たちもまた、ネット上にその愛好と議論の場を求めつつある。

そうしたウェブ上の「フォーラム」の熟成にしたがって、既存のジャーナリズムがカバーできない点にまで深く取材した内容が掲載されるブログも現れ、職業的な記者たちもその記事内容を見向きがなくなっている状況も現れている。こうした状況については、スポーツ文化が新たな局面を迎えていると考えることもできるだろう。

本ワークショップでは、長くサッカー記者として日本代表や世界のサッカーを取材し、現在ウェブ上でもサッカー記事を連載している朝日新聞の中小路徹氏に、既存メディアのジャーナリストとしてネットを利用する可能性と限界、そして、いわゆるブロガーたちとの交流について語っていただく。

これに対し、ガンバ大阪の熱心なサポーターとしてブログを開設してサッカー情報を掲載し、また地元奈良県のサッカークラブの支援も行っている生駒義博氏に、人気ブロガーの立場から討論に加わってもらい、新たなスポーツ“公共圏”の可能性を考えたい。

ワークショップ6

「戦争の記憶」の映像化とアーカイブ

司会者：鳥谷昌幸（武蔵野大学）

問題提起者：別府三奈子（日本大学）

（企画：理論研究部会）

【キーワード】戦争の記録と記憶、アーカイブ、戦跡、報道写真

第31期理論研究部会では、これまで「アーカイブ」について様々な角度から検討を加えてきた。その中で、アーカイブを単なる記録や資料の収蔵庫ではなく、過去を振り返る方法を規定するものとして捉えることの重要性が繰り返し確認されてきたように思われる。

今回のワークショップでは、こうした問題関心を踏まえながら、アーカイブと「戦争の記録と記憶」に関わる諸問題を、戦跡における映像の使われ方を糸口に考えてみたい。

問題提起者は、過去に撮影された映像資料が今日の「戦争の記憶の場」でどのように利用されているかを検討するべく、これまでアジア十数カ国、米国、東欧など200以上の戦跡、記念館、博物

館、慰霊の場、墓地をめぐるフィールド調査を積み重ねてきた。調査の一端はサイバーアーカイブス<『アジア戦跡情報館』<http://www.war-memories.org/>>という形で保存されている（その書籍版は『アジアでどんな戦争があったか—戦跡をたどる旅』めこん、2006）。今回は、この調査を起点として問題提起者が行ってきた一連の研究から、以下の点を議論の素材として提出したい。

第一に、記憶や記録を保存の場において、それぞれの映像記録や記憶が何の目的で作られたものなのか、そしてなぜ今に至るまで残されてきたのか、その理由や経過を検証し、記録しておく作業の重要性を指摘したい。これは、記憶の場が強者の声を反映したものになりがちな現状のなかで、それをいかに克服していくかという問題とも関わってくる。

仮に、記憶をとどめることを望む主体を「国家」、「小集団」、「個人」の三つに大別した場合、「国家」の立場を反映した記録が後世に残される傾向が強いことは、世界各地の記憶の場において確認できる。逆に国家の立場、小集団の立場と調和し得ない個人の体験は最も弱く記録として残りにくい。場合によっては、個人の証言が当時の文脈から切り離されて、現在の国家の立場に整合的な形で再編集され再利用されることも生じる。放っておけば戦争の記憶は、弱肉強食の論理で選別や、作り変えが進んでいくのである。

こうした状況を踏まえるとき、国家の立場や小集団の立場に組み込まれないまま放置され、忘れ去られた個人の体験を積極的に掘り起こしていく作業が極めて重要であることに気づかされる。

第二に、特に日本における戦争の記憶特有の問題がある。一言でいえば、検証を経ないままの風化や定説化の問題である。例えば、戦後の日本における「報道写真」論は、戦中の「“国策”報道写真論」を批判的に検証することなく現在に至っており、名取洋之助をはじめとする先駆者たちの業績が偉人伝の手法で評価される傾向が強い。しかし、名取がドイツで写真を学び始めた1930年代は、プロパガンダの道具としての映像表現が世界各地で徹底的に試みられた時期である。日本国内でも、戦時国家動員体制が整備されていく中で、映像表現の送り手たちはアマもプロも芸術家も「写真報国」の渦に飲み込まれていった。国家による情報統制が強化される中で戦意高揚の妨げとなる類の写真が次々と「不許可」とされたが、これら不許可写真をめぐる詳細な検証はいまだ十分とはいえない状況にある。結果として、軍司令部にとって都合の悪い「不許可」を除いた写真と、他国の手による敵国日本の姿を強調する写真が数多く残されたことから、それらをつないだ記憶の再構築になりやすい現状にある。このような経緯を明らかにしていくことは、今日の戦史アーカイブをめぐるリテラシーを高める上で重要な意味を持つといえるだろう。

以上の点を踏まえながら、記録の担い手となるジャーナリストに求められるべき役割や、記録のアーカイブ化をめぐる諸問題について、議論を深めていきたいと考えている。

ワークショップ7

情報メディア法制の展開とジャーナリズムの課題 ——「情報通信法」と「表現・メディア規制」を軸に

司会者：岩崎 貞明（放送レポート）

問題提起者：服部 孝章（立教大学）

討論者：田島 泰彦（上智大学）

（企画：メディア倫理・法制研究部会）

【キーワード】情報メディア法制、表現の自由、ジャーナリズム、情報通信法、表現・メディア規制

この国の情報やメディアをめぐる法制度はいまさまざまな課題に直面し、重大な転機を迎えつつある。なかでも、「情報通信法」の構想は、放送・通信の根本的な再編のもと、通信への法規制導入をはじめ、新たな情報秩序が追求されつつあるし、個人情報保護法等の三点セットに象徴される表現・メディア規制の動きについては、裁判員制度の実施や有事・軍事情報統制の進展も伴いつつ、自主規制の再検討を含め、新局面の展開がみられる。「メディア・倫理法制研究」の名称をもつ本部会は、今回のワークショップにおいて、「情報通信法」と「表現・メディア規制」という、情報メディア法制に関わる二つの大きな動向を軸に据え、ジャーナリズムの対応と課題を念頭に置いて、「情報メディア法制の展開とジャーナリズムの課題」のテーマのもとで、議論を進めていきたい。

現在総務省を中心に進められつつある「情報通信法」の構想、提案は、これまで別個に定められてきた通信・放送法制を「情報通信法」として一本化しようとする試みであるが、コンテンツの括りのもとでインターネットも含む通信へも法規制を導入し、個人も規制の射程に収めようとする一方、社会的影響力論などを根拠に放送規制を維持し、独立性を欠く特殊日本的な放送通信行政の仕組みも変えようとしめないなど、情報メディア法制に関わる重大な問題が数多くある。

表現・メディア規制の論点については、個人情報保護法の制定等一定の規制が展開されつつあるなか、個々の規制というより、その現局面と構造をトータルに、全体的に把握することが求められている。なかでも、軍事秘密法制も含む、軍事的な観点からの情報統制の前面化、表現のアウトプット前の情報源、取材源レベルでの遮断や規制という手法の広がり、権力等による規制枠組みへの自主規制の取り込み、規制に十分対峙し得ないメディアの姿勢など、批判的な吟味や検証が必要な新たな課題も少なくない。

「情報通信法」を中心とした問題提起者の報告と、これを受け、踏まえた表現・メディア規制に引き寄せた討論者の報告に続いて、参加者から自由闊達な意見交換と議論が交われば幸いである。

ワークショップ8

放送番組の利用とその限度——米フェアユース規定を参考に

司会者：金山 勉（立命館大学）

問題提起者：魚住 真司（関西外国語大学）

討論者：城所 岩生（米国弁護士）

（企画：放送研究部会）

【キーワード】著作権、放送番組、フェアユース（公正利用）、パブリックアクセス、メディアリテラシー

著作権保護の目的は、文化の向上や学術・芸術の促進、知識の普及等である。なぜなら保護は排他的権利をもたらし、それによって生じる種々の利益が、人々にとって新しい創造へのインセンティブとなり得るからである。

近年、日本における著作権に関する議論は、デジタル技術の発達が複製という行為を容易にしたこともあって、もっぱら権利保護に主眼が置かれてきた。しかしながら、過度の保護は知識の「囲い込み」を招く可能性もあり、既得権益者による「囲い込み」がかえって知識の普及を停滞させ、新しい創造の芽が息吹く機会を奪いかねない。

米国は著作権保護を強化する一方で、フェアユース（公正利用）やパブリック・ドメイン（知識の公共圏）といった、著作権の制限に関するテーマについても議論を深めてきている。米国で、一般の人々に開放されているケーブルテレビのパブリックアクセス・チャンネルにおいては、フェアユースを生かした作品が多数制作され放映されてきた。例えば、湾岸戦争報道やイラク戦争報道について、アメリカの人々はテレビニュース番組の映像を効果的に利用してメディアリテラシーを向上させている。ニュース番組は放送局の著作物であるが、使用する目的が教育用途などフェア（公正）であれば、そのビデオ（複製）を二次利用することが認められているのである。このように著作権の保護と制限は両輪であるのだが、日本は前者の強化のみを米国から学んできたように見受けられる。

しかしここにきてようやく、日本でもフェアユースの重要性を指摘する声が出始めた。それらは主にコンテンツ流通の円滑化を目指したものであるが、フェアユースの導入が経済的観点からも重要であることは興味深い（例えば日経新聞『『フェアユース』導入へ始動』9/8/08、「著作権者の了承不要『二次利用』拡大を検討」1/27/09 など）。中には次のような指摘もある。「米国ですでに合法的に提供されている新技術・サービスを、日本でベンチャー企業が提供しようとしても、現在の

日本の法規制の下では救済できない状況にある」(城所岩生「日本のネットビジネスを殺さないために著作物の複製・再利用を広く認める『フェアユース』規定を導入せよ」『エコノミスト』Vol. 86, No. 50, p. 83)。フェアユースのような考え方がなければ、ベンチャー的な発想の芽を摘み取りかねないという警鐘である。

一方、ここ数年メディア研究・教育の一環として「映像制作」や「映像実習」等の科目を開講する日本の大学も少なくない。その際、日本の著作権法で認められている制限事項(第32条「引用」・34条「学校教育番組の放送等」・35条「学校その他の教育機関における複製等」)だけでは、対処しきれないようなケースも出てくるだろう。例えば、「特定の放送番組を生徒に検証させる」という「映像制作」を指導する場合、その対象となる放送番組のビデオはどの程度利用できるであろうか。当該ビデオが手元にあったとしても、多くの指導者は放送局からのクレームを恐れ、あるいは様々な人間関係に配慮し、もしくは生徒の就職活動に影響しないかと心配し、それ故に「適法引用」と思われるケースでさえ利用を躊躇しないだろうか。そのようなことでは、作品の完成度も教育効果もさして高いものは望めない。指導者は指導者であるが故に、正々堂々と放送番組を利用して、生徒たちにも利用が許される範囲を明示してやりたいのである。

一方、米国においては YouTube 利用者の増加とともに、フェアユース規定を拡大解釈し、濫用する人たちが増えていることも事実で、「安易な判断や利用は慎むべき」との声も聞かれる(Patricia Aufderheide 教授、American Univ.)。そこでワシントン DC のアメリカン大学所属 Center for Social Media などは、“Code of Best Practices in Fair Use for Online Video”と題されたガイドライン冊子を編纂・配布し、フェアユース教育に力を注いでいる。

今回のワークショップでは、まず問題提起者が米国のパブリックアクセス・チャンネルにおけるフェアユース作品の事例紹介や上記ガイドラインの内容報告を行い、これを法律家の立場から米国のフェアユース規定を分析してきた討論者が過去の判例などをもとにしてフェアユースの本質を解説し、問題点を指摘する。その上で、会場の参加者にフェアユースについての質問や意見を求め議論を深めてゆきたい。さらには放送現場の経験も豊かな司会者が議論を整理し、最終的には日本における放送番組の利用可能な範囲や、公正利用のガイドライン作りについての可能性を探りたい。

ワークショップ9

ジャーナリズムの社会的責任再考

司会者：伊藤高史（創価大学）

問題提起者：原 寿雄

討論者：谷藤悦史（早稲田大学）

（企画：ジャーナリズム研究部会）

【キーワード】ジャーナリズム 倫理 社会的責任 公共性

ジャーナリズム研究部会は、過去2年間、ジャーナリズムと世論、ジャーナリズムと世論調査利用、ジャーナリストにとってオーディエンスの意味の歴史の変遷、変わるオーディエンスにジャーナリズムがどう対応のかなどを巡って議論を重ねてきた。それらは、ジャーナリズムが、変わる世論やオーディエンスを前提に、どのような関係を構築するのかを探る試みであった。

こうした一連の流れを踏まえて、本年のワークショップは、ジャーナリズムが社会とどのように向き合うべきかについて包括的に議論する。20世紀初頭、近代ジャーナリズムは、市場経済の進展と激化する競争、二つの大戦とナショナリズムの台頭を前に大きな危機を迎えたのであった。その後提起された社会的責任論は、近代ジャーナリズムの危機に対する一つの処方箋であった。それから70年近い歳月が過ぎ去り、ジャーナリズムをめぐる環境は大きく様相を変えた。

メディアの多元化が進行し、それぞれのメディアに固有のジャーナリズム活動や形式も発達した。ジャーナリズムの活動を支える市場や経済の環境も様相を変えた。さらにまた、ジャーナリズムの対象であった、政治も大きな変化を迎えた。変転するメディアとジャーナリズムに対応して、政治のメディア利用は高度化し、政治コミュニケーションや政治マーケティングは洗練度を増した。国家は、膨大な情報を集積する機関となり、情報の分析、提示さらにまた表現する技術（PR技術）を洗練させた。政党、国家。企業そしてまた多様な社会集団が、情報操作能力を身につけ、議題設定の能力を拡大させた。そうした市場の論理を前に、そしてまた政治の論理の前に、ジャーナリズムの独立・自立は可能なのか。ジャーナリズムの社会的意味そのものが、問われるようになっている。今回は、新聞、放送、オンラインジャーナリズムの現状・課題、主張ジャーナリズム、事実と客観主義のジャーナリズム、解釈ジャーナリズムの現状・課題を議論しながら、新しいメディア環境におけるジャーナリズムの社会的責任とその可能性を包括的に議論する。

Ⅱ. 大会参加申し込みのご案内

1. 大会参加申し込みのご案内

ここ数年、当日参加者が80名前後に達しており、事務局や開催校の事務負担が増大しております。参加予定の会員各位におかれましては、事務量軽減のためにも、同封の郵便「払込取扱票」を使って、事前に参加費などを払い込んでいただきますようお願いいたします。また、**報告者・登壇者の会員も必ず事前に参加費などを納めていただき、受付を済まされるようお願いいたします。**

参加費・懇親会費の事前払込期限は、**5月22日(金)**です。期限を過ぎてからの参加申込につきましては、参加費が次のようになりますので、ご承知おきください。

| | |
|--------------------|-----------|
| 会 員 (事前申込) | : 3,000 円 |
| 会 員 (事前払込期限後の申し込み) | : 4,000 円 |
| 非会員 | : 4,000 円 |

※ 同封の「払込取扱票」の参加費の欄に印をつけた上、参加費を払い込んでください。

2. 総会委任状のご返送のお願い

総会を欠席される場合は、同封の委任状に署名・捺印のうえ、**5月22日(金)必着にて**、ご返送ください。(春季研究発表会に参加される場合でも、総会に欠席の場合、必ず委任状が必要です。)

今回から、ファックス、メールにて**総会委任状**を受け付けます。次の文面にて上記期日までに事務局あてお送りください。氏名日付を忘れずに記入して下さい。

委任状 日本マス・コミュニケーション学会2009年度総会における私の議決権を議長に委任致します。

氏名 ○○○○ ○月○日

事務局 FAX 03-5275-8617 Email mscom@law.nihon-u.ac.jp

3. 昼食のご案内

- 衣笠キャンパス周辺には、飲食店がありません。6月6日(土)に限り、存心館地下生協食堂及び至徳館地下生協コンビニが利用できます。6月7日(日)は、食堂及びコンビニは利用できません。できるだけ、事前に参加日数分のお弁当をお申し込みください。
- お弁当を申し込まれた場合には、同封の「払込取扱票」のお弁当欄(希望日別)に印をつけた上、

弁当代（6月6日分・7日分ともに各1,000円）を払い込んでください。当日、以学館31号教室にて、12時頃からお取り扱いいただけます。お弁当をお召し上げりの場合は、配布場所と同じ31号教室をご利用ください。また、会員控え室（以学館33号教室）では、給茶サービスも行っております。

※ 同封の「払込取扱票」のお弁当欄（希望日別）に印をつけた上、弁当代を払い込んでください。

4. 懇親会のご案内

多くの会員がさらに親睦を深める場として、懇親会を開催いたします。奮ってご参加ください。

日 時：2009年6月6日（土）18:00～20:00

場 所：以学館地下食堂

会 費：一般会員 5,000円（当日 6,000円）

院生会員 3,000円（当日 4,000円）

※ 同封の「払込取扱票」の懇親会の欄に印をつけた上、懇親会費を払い込んでください。

■ 参加費、弁当代、懇親会費に関する注意事項

- ・ 払込期限を過ぎた場合、払込を受付できません。ご注意ください。
- ・ 払い込んでいただいた費用は、原則として払い戻しをいたしません。
- ・ 確認する必要がある場合がありますので、払い込みの際に郵便局から渡される「払込票兼受領書」を会場にご持参ください。（学会事務局、大会本部で払い込みの事実が確認できない場合、費用を改めてお支払いいただくこともあります。）

5. ホテルのご案内

京都市内にはホテルが多数ございますので、特にホテルのご案内はいたしません。

JR京都駅周辺、阪急四条烏丸駅、阪急四条河原町駅周辺などが飲食店も多く、便利です。

6. 喫煙について

衣笠キャンパス内は、建物内外共に全面禁煙です。喫煙される場合は、必ず以学館の外にある喫煙シェルターをご利用ください。